

補助金公募要項

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（三次補正）

J-LODive2 (キャンセル料支援)

① 公演用

補助金ご利用の手引き
補助金公募要項

Version19(2022.6.1)

本書の内容は予告なく変更される事があります

この書類について

本書には、この補助金を活用するうえで必要となる、条件、要件、手続のルールや、やらなければならないこと、やってはいけないこと等、この補助金を受けて事業を推進するうえで大切な事項が、網羅的に記載してあります。事業者の皆様は、本書をよくお読みになり、補助金を有効にご活用ください。また本書は不定期に改訂されることがありますので、ウェブサイトや事務局からのメールマガジン等で、本書の改訂情報にもご注意ください。万が一、各種説明会等や報道等と、本書の表現や解釈が異なる場合は、本書の最新版の記載事項が優先されます。

この補助金の交付については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）」「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付要綱」「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程」およびその他の法令の定めによるほか、この補助金公募要項の定めるところによります。

02	はじめに
03	用語集
05	実施期間
07	対象となる公演（①事業）
08	緊急事態宣言が早期に解除される場合について（①事業）
09	コンサートツアーを延期・中止した場合について（①事業）
10	対象となる公演（②事業）
11	外国人の新規入国制限の見直しにあたっての注意事項（②事業）
12	「日本発のコンテンツの公演」について
13	「開催を自粛した主催者」について
14	「自粛した公演」について（①事業）
15	「自粛した公演」について（②事業）
16	実施すべき事業
17	掲出情報
19	補助率・補助上限額（①事業）
21	補助率・補助上限額（②事業）
22	申請可能件数
23	補助対象経費
32	事業の流れ
33	申請
54	審査
55	採択・交付決定
59	確定検査
63	注意事項

制度説明

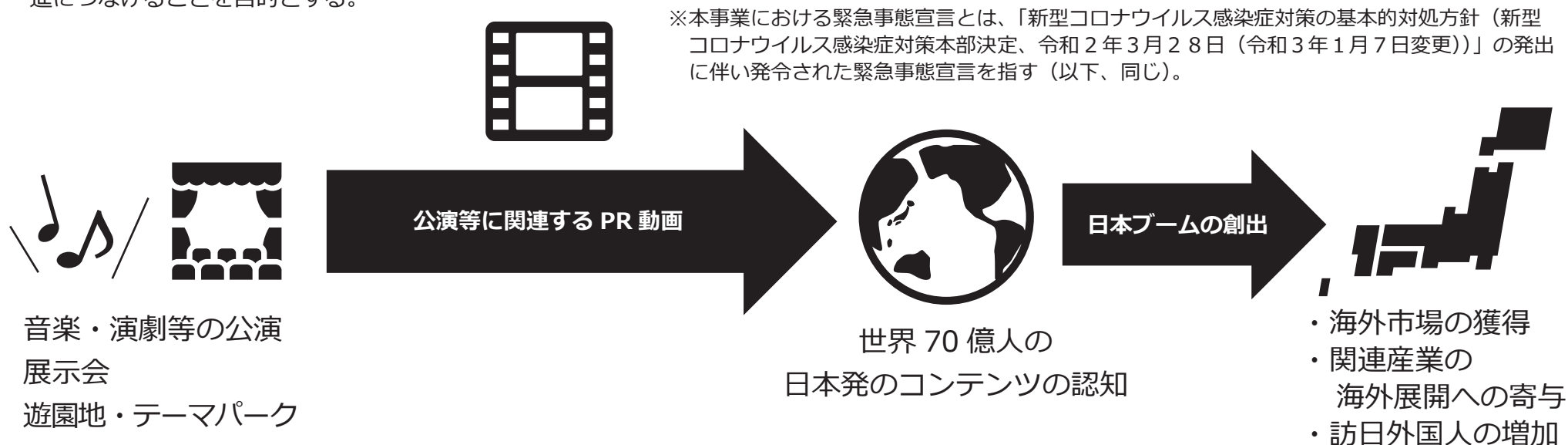
手続関連

02 はじめに

この補助金の目的

この補助金は、令和2年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」を活用し、特定非営利活動法人映像産業振興機構補助金事業部が事務局となって実施するものです。

国内外の新型コロナウイルス感染拡大により日本発のコンテンツの海外展開のプロモーションの機会が失われていることを受け、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））の発出に伴い、緊急事態宣言発令地域及び事務局が定める地域において、音楽、演劇等（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条ないし第11条に定める文化芸術分野をいう。）の公演、展示会、遊園地及びテーマパーク（以下、「遊園地等」という。）の開催等を延期・中止し、当該公演や展示会、遊園地等の内容に関連する素材を使用した動画の海外向けデジタル配信の実施によって日本発のコンテンツのプロモーションを行う事業者及び「水際対策強化に係る新たな措置（20）2. 外国人の新規入国停止（令和3年11月29日）」の発出に伴う外国人の新規入国の停止措置により、音楽・演劇等（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条ないし第11条に定める文化芸術分野をいう。）の公演の開催等を延期・中止した場合において、当該公演の内容に関連する素材を使用した動画の海外向けデジタル配信の実施によって日本発のコンテンツのプロモーションを行う事業者に対し、補助金を交付することによって、日本発のコンテンツの海外展開を促進し、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげることを目的とする。



本書で使われる用語は以下のように定義します

補助金

本補助金は政府の令和2年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金(三次補正)」を事業者に間接的に補助するものです。

事業・事業者

本補助金の補助を受けて実施する事業を「間接補助事業」といい、本書においては「事業」と呼びます。また、その事業を行う事業者を「間接補助事業者」といい、本書においては、「事業者」と呼びます。なお、交付規程第2条(2)－1の事業を①事業、同条(2)－2の事業を②事業と呼びます。

事務局

経済産業省より「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」の交付を受け、補助金の募集や交付を行う組織を事務局といい、特定非営利活動法人映像産業振興機構補助金事務局がその任を担っています。本書においては、「補助金事務局」または「事務局」と呼称します。

外部審査委員会

事務局から独立した組織として、4名以上10名未満の有識者により構成されている審査委員会です。応募された事業について、採択等審査や、ルールや基準を適正化するために諮問を行う機関としての役割を担っています。

対象経費

事業で使われる経費には補助金の「対象経費」と「対象外経費」があり、補助金の対象となるのは「対象経費」のみです。したがって応募にあたっては本書の対象経費の項をよく読み、事業計画をたてるようにしてください。**！対象経費は費目などの名目ではなく実体で判断されます。**

補助率

定額(補助対象経費(実際に要した費用)の100%)
ただし、2,500万円を超える部分については補助率1/2を適用する。

応募

本補助金を利用したい申請者が必要書類を整えて提出することをいいます。

採択・不採択

申請された事業は、順次審査委員会に諮られ採択審査により「採択」か「不採択」が決定します。また、採択にあたり条件が付されることもあります。①事業については、9月24日の応募締切までは、隔週金曜日に締切り、原則、その2週間後の金曜日までに採否を連絡します。9月24日の応募締切後については、6頁をご確認ください。

交付申請・交付決定

採択された事業者に対し、事務局が交付決定通知書を発行します。同通知書の日付が交付決定日となります。

事業完了

予定された事業をすべて終了し、すべての支払を終え、実績報告書を提出する事です。事業完了日は、原則として、交付決定日から60日以内とします。

！事業完了日までに支払われた経費のみが補助の対象になります。

事業期間

交付決定日から事業完了日までを事業期間といいます。

確定検査・額の確定

実績報告を検査し、採択された内容どおりに事業が実施されたかどうか、経費が適切に支出されたかどうかを検査します。事業で発生した成果物や、請求書・支払証明等の証憑類は、この時にチェックします。検査の結果に基づき、補助金の支払額を確定し、通知します。

補助金の請求・支払

補助金の額の確定を受けた事業は、精算払請求書を作成して事務局に補助金を請求します。事務局は精算払請求書を受理したら、最長20日、最短10日でお支払いします。(毎月10日、20日、30日に締め切り、それぞれ20日、30日、翌10日に振込みます)

計画変更

既に本事業に採択されている事業者であって、固定費を補助対象経費として新たに計上することを希望される場合に限り、必要な書類を提出していただくことで認められる場合があります。**上記以外の理由での事業計画変更は受け付けられませんのでご注意ください。また、事務局に連絡しないまま、固定費分を新たに認めることはできませんのでご注意ください。**



次頁より、交付規程第2条(2)-1の事業を①事業、同条(2)-2の事業を②事業と呼びます。(再掲)

▼交付規程該当箇所抜粋

第2条 この交付規程は、交付要綱第2条の規定に基づき、特定非営利活動法人映像産業振興機構（以下、「事務局」という。）が、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金を活用し、国内外の新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中、日本発のコンテンツの海外展開のプロモーションの機会が失われていることを受け、次の(1)、(2)-1及び(2)-2に定める事業（以下「間接補助事業」という。）を行う事業者に対し、補助金を交付することによって、日本発のコンテンツの海外展開を促進し、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげることを目的とする。

(1) 割愛

(2)-1 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））の発出に伴い、緊急事態宣言発令地域及び補助事業者が定める地域において、音楽、演劇等（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条ないし第11条に定める文化芸術分野をいう。）の公演、展示会、遊園地及びテーマパーク（以下、「遊園地等」という。）の開催等を延期・中止した場合において、当該公演や展示会、遊園地等の内容に関連する素材を使用した動画の海外向けデジタル配信の実施によって日本発のコンテンツのプロモーションを行う事業

①事業

(2)-2 「水際対策強化に係る新たな措置（20）2. 外国人の新規入国停止（令和3年11月29日）」の発出に伴う外国人の新規入国の停止措置により、音楽・演劇等（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条ないし第11条に定める文化芸術分野をいう。）の公演の開催等を延期・中止した場合において、当該公演の内容に関連する素材を使用した動画の海外向けデジタル配信の実施によって日本発のコンテンツのプロモーションを行う事業

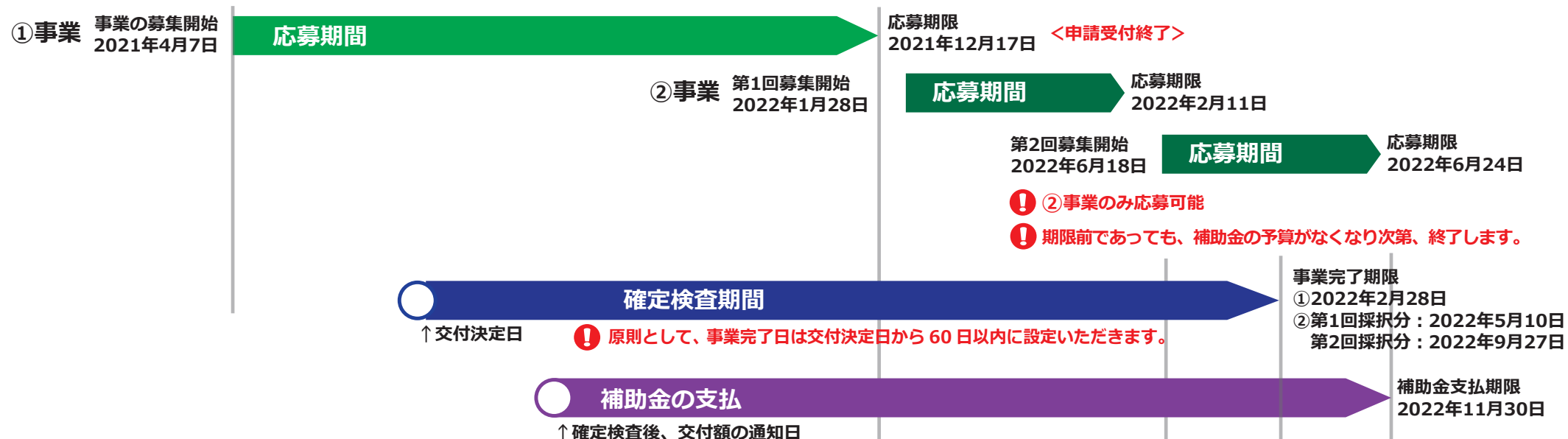
②事業

この補助金事業の実施期間

この補助金事業の実施期間は、2021年4月7日より2022年11月30日までとなっています。

補助金の応募期限、事業完了期限、補助金の支払い期限は、それぞれ下記の通り設定されていますのでご注意ください。

- ②事業の第2回目の申請を2022年6月18日～6月24日に受け付けます。
- ①事業については既に申請受付を終了していますが、令和3年度補正予算「コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業（以下、J-LOD（3）キャンセル事業という）」において、同時期（2022年6月18日～6月24日）に申請受付開始予定ですので、そちらをご確認ください。



06 実施期間

- ①事業については、9月24日の応募締切後、応募開始から4週間後の金曜日に応募を締切り、原則、その4週後の金曜日に採否を連絡します。

○印・・・締切日です。

8月							2021 令和3年	
日	月	火	水	木	金	土		
1	2	3	4	5	6	7		
8	9	10	11	12	13	14		
15	16	17	18	19	20	21		
22	23	24	25	26	27	28		
29	30	31						

9月							2021 令和3年	
日	月	火	水	木	金	土		
			1	2	3	4		
5	6	7	8	9	10	11		
12	13	14	15	16	17	18		
19	20	21	22	23	24	25		
26	27	28	29	30				

10月							2021 令和3年	
日	月	火	水	木	金	土		
					1	2		
3	4	5	6	7	8	9		
10	11	12	13	14	15	16		
17	18	19	20	21	22	23		
24	25	26	27	28	29	30		
31								

11月							2021 令和3年	
日	月	火	水	木	金	土		
	1	2	3	4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27		
28	29	30						

12月							2021 令和3年	
日	月	火	水	木	金	土		
			1	2	3	4		
5	6	7	8	9	10	11		
12	13	14	15	16	17	18		
19	20	21	22	23	24	25		
26	27	28	29	30	31			

原則、締切から2週間後の金曜日までに採否を連絡します。

<①事業> 申請受付終了

- ・2021年8月27日締切分については、原則、2021年9月10日までに採否連絡
- ・2021年9月10日締切分については、原則、2021年9月24日までに採否連絡
- ・2021年9月24日締切分については、原則、2021年10月8日までに採否連絡

下記スケジュールから変更

- ・2021年10月22日締切分については、原則、2021年11月19日までに採否連絡
- ・2021年11月19日締切分については、原則、2021年12月17日までに採否連絡
- ・2021年12月17日締切分については、原則、2022年1月21日までに採否連絡

<②事業>

- ・2022年2月11日締切り分については、原則、2022年3月11日までに採否連絡
- ・2022年6月24日締切り分については、原則、2022年7月29日までに採否連絡

【緊急事態措置区域・措置期間等】※下記参照に開催予定であった日本発のコンテンツの公演※1のうち、開催を自粛（延期・中止）した主催者※2が、その自粛した公演※3 1件に対して、1件の申請が可能となります。

※対象となる【緊急事態措置区域・措置期間等】については、下記早見表からご確認ください。
https://www.vipo.or.jp/u/JLL2_cancel_hayamiyou_kouen.xlsx

【緊急事態措置区域・措置期間等 <2021年9月3日時点>】

- 令和3年1月7日以降に緊急事態措置区域とされた都道府県
※ただし、緊急事態措置区域を開催予定地を含むコンサートツアーを延期・中止した場合は、緊急事態措置区域外の地域が開催予定地の場合でも対象になる場合があります（詳細9頁をご確認ください）。
- 緊急事態措置区域から除外された都道府県（経過措置）
※詳細は14頁参照
- 令和3年4月1日以降にまん延防止等重点措置区域とされた都道府県
※詳細は14頁参照

※「緊急事態措置区域」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「特措法」という。）に基づき緊急事態措置を実施すべき区域を指します。

※緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県におけるイベント開催制限の目安についてはFAQをご確認ください。

※「まん延防止等重点措置区域」とは、まん延防止等重点措置を実施すべき区域を指します。

緊急事態宣言の延長期間内における延期・中止公演を申請資格として申請する場合、以下の点にご留意ください。

- 当初の延長期間の終了予定日よりも前に解除宣言が発令された場合、当該解除宣言の発令前に延期・中止の意思決定※を行った公演のみが対象です。解除宣言の発令後に、延期・中止の意思決定を行った公演は、本事業に申請できません。
- 解除宣言の発令前に延期・中止の意思決定を行った公演（当初の延長期間内に開催予定だった公演）は、解除宣言後も、本事業への申請が可能です。（応募期間内に申請してください。）

※なお、まん延防止等重点措置期間が早期に繰り上げられた場合も同様です。

※ 「延期・中止の意思決定」の考え方（意思決定時点の確認方法）

主催者が、実施予定であった公演を「延期または中止」とする旨、解除宣言よりも前に対外的に発信したことを証明する証憑を「公演延期等確認書」と併せてご提出ください（様式自由）。具体的には、次のようなものを想定しています。

- * プレスリリース、チケット保有者向け延期・中止案内など、公演参加者に向けた延期・中止に係る何らかの情報発信媒体
- * 発注先事業者、関連事業者、出演予定者、プレイガイドなど、主催者法人から公演関係者に向けた延期・中止に係る何らかの情報発信媒体

コンサートツアーを延期・中止した場合について

緊急事態措置区域・措置期間等に関催予定であった日本発のコンテンツの公演を含むコンサートツアーを、延期・中止した場合は、以下の要件をいずれも満たす場合に限り、一部の公演が緊急事態措置区域・措置期間等以外（※）でも、当該公演を含めてキャンセル料支援の対象となります。

- ① 緊急事態措置区域・措置期間等に関催予定であった日本発のコンテンツの公演の合計収入予定額が、ツアー全体の収入のうち、50% 以上を占める場合
- ② コンサートツアーを構成する全ての公演を延期・中止した場合

※ただし、コンサートツアーを構成する公演のうち、令和3年1月7日より前に実施予定であった公演は対象外となります。

※コンサートツアーを延期・中止した場合の申請は、コンサートツアー用の支出計画書を使用してください。

10 対象となる公演（②事業）

2021年11月30日以降に開催予定であった日本発のコンテンツの公演※1のうち、水際措置の変更により外国人の新規入国が制限されたことによって、開催を自粛（延期・中止）した主催者※2が、その自粛した公演※3 1件に対して、1件の申請が可能となります。

【注意事項①】

- 上記に該当する公演であることを示すために、下記の要件をすべて満たす必要があります。
 - 要件毎に提出いただいた資料に基づき、外部の審査委員会で対象か否かが判断されることとなります。
- なお、提出された理由書及び証憑については主観に基づくものではなく、客観性に基づいた主張が含まれる必要があります。

（1）入国不可となった外国人が2021年11月30日以降に入国予定であったこと

提出書類：入国不可となった外国人が2021年11月30日以降に入国予定であったことが分かる証憑

例：11月30日以降の搭乗予約情報

（2）入国不可となった外国人の参加がなくして成立しない公演であること

提出書類：入国予定であった外国人の公演における役割とその仕事内容、及び外国人の参加が不可欠であることを示す理由書

（3）外国人アーティスト等の役割はオンライン参加でなしえないものであること

提出書類：オンラインで代替できない（技術面、金銭面、演出面等）ことを示す理由書

（4）日本人による代役ができないこと

提出書類：そもそも代役不可の場合、代役不可であった理由書

なお、代役の可能性があった場合は、打診をしたが交渉がまとまらなかったことが分かる証憑及びそれ以上の追求が困難であったことを示す理由書を提出してください。

※(2)(3)(4)の理由書については様式あり（52頁参照）

- 2022年2月24日付「水際対策強化に係る新たな措置（27）」に基づき、2022年3月1日午前0時以降、観光目的以外の外国人の新規入国が認められているため、2022年2月25日以降の延期・中止公演を申請資格として申請する場合、以下の点にご留意ください。
- 2022年2月25日以降の水際措置の変更に伴う延期・中止公演については、上記「水際対策強化に係る新たな措置（27）」が発令された2022年2月24日以前に延期・中止の意思決定※を行った公演のみが対象です。2022年2月25日以降に、延期・中止の意思決定を行った公演は、本事業に申請できません。
- 2022年2月24日以前に延期・中止の意思決定を行った公演は、解除宣言後も、本事業への申請が可能です。（応募期間内に申請してください。）

※ 「延期・中止の意思決定」の考え方（意思決定時点の確認方法）

主催者が、実施予定であった公演を「延期または中止」とする旨、2022年2月24日以前に対外的に発信したことを証明する証憑を「公演延期・中止確認書」と併せてご提出ください（様式自由）。具体的には、次のようなものを想定しています。

- * プレスリリース、チケット保有者向け延期・中止案内など、公演参加者に向けた延期・中止に係る何らかの情報発信媒体
- * 発注先事業者、関連事業者、出演予定者、プレイガイドなど、主催者法人から公演関係者に向けた延期・中止に係る何らかの情報発信媒体

12 「日本発のコンテンツの公演」について

※1 「日本発のコンテンツの公演」の考え方

●日本発とは、以下の(1)または(2)及び(3)に該当するものをいいます((2)の場合は(3)が必須です)

※(2)及び(3)に該当する場合、取り入れる演出等が明確にわかる資料を申請時にご提出いただき、その結果が客観的にわかる動画や静止画等を実績報告時にご提出ください。

(1) 日本国民（特別永住者を含む。以下同じ。）が著作権の全部または一部を有しているコンテンツ
（例えば、音楽コンサートの場合には、セットリストの楽曲を作詞・作曲それぞれでカウントし、過半数を日本国民が行う予定だった）

(2) 日本国民がその実演に主体的に関与する予定だったコンテンツ
（例えば、主役、演出家、舞台監督、制作監督、プロデューサーもしくはステージマネージャーまたはこれらに準ずる者が日本国民の場合や出演者の過半数が日本国民）

(3) 日本要素を演出等に取り入れているコンテンツ
（例えば、音楽コンサートの場合、実演予定であった楽曲の著作権を日本国民が有していなかった場合、演奏又は歌唱に当たって(2)の要件に当たる演出家や舞台監督が独自に解釈を加え、客観的に「日本発コンテンツ」であることを認識できるような演出等（演奏法、歌唱法、ストーリー、歌詞などに関する工夫）を公演に取り入れること

ただし、伝統芸能、芸能分野のコンテンツにおいては、上記の制限はありません。また、形式的に上記の例示に該当する場合においても、ただちに「日本発のコンテンツ」に該当すると判断されるわけではなく、公演の広報内容等諸般の事情を考慮し、審査委員会において「日本発のコンテンツ」該当性が判断されます。

※法令または公序良俗に反する事業は対象になりません。

●「コンテンツの公演」とは

コンテンツ全般（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第11条に定める文化芸術分野）のうち、公演を実施する予定であった分野を対象としています。

※2 「開催を自粛した主催者」の考え方

- 主催者とは、チケット券面上の主催者ではなく、主要な費用を負担し当該公演のリスクを負っている法人をいいます。
- なお、共同出資（製作委員会を含む）の場合には、本補助金の申請者となる主催者について、出資者全員の合意が必要です。その際は、申請資格保有合意書を提出ください。

※法人とは、具体的には以下の通りです。

- (1) 日本の法令に基づき設立された法人（非営利法人を含む）
- (2) 地方自治法で定められた地方公共団体

※3 「自粛した公演」の考え方

- 緊急事態措置区域・期間内に開催予定であった公演を延期・中止し、早見表記載の発注時期よりも前に、一部または全部の費用を発注した公演を対象とします。
- 緊急事態措置区域等から除外された都道府県については、令和2年12月23日発出の事務連絡より引き続き厳しいイベント開催制限が課されている、公称座席数20,000人以上の会場において実施予定であった延期・中止公演を対象とし、早見表記載の発注時期よりも前に、一部または全部の費用を発注した公演を対象とします。
- まん延防止等重点措置区域とされた都道府県については、令和2年12月23日発出の事務連絡より引き続き厳しいイベント開催制限が課されている、公称座席数10,000人以上の会場において実施予定であった延期・中止公演を対象とし、早見表記載の発注時期よりも前に、一部または全部の費用を発注した公演を対象とします。

（措置期間・発注時期の詳細は早見表を参照）

【対象】 有観客で予定していた公演を、緊急事態宣言を理由に完全に延期・中止した場合（鑑賞料の有無は問いません）

【対象外】

* 有観客で予定していた公演について、同日かつ同会場で観客数を減らしての実施や、無観客ライブ配信の形で実施した公演（中止したことにならないため）

※ただし、緊急事態措置区域・措置期間において、無観客開催の要請（都道府県が特措法に基づき独自に行った要請を含む。）を受け、無観客（オンライン配信）の形で実施することとした場合は本事業の対象となり、その際に発生したチケット払い戻し手数料等のキャンセル費用が補助対象経費となります。（様式あり。51頁参照）

* 無観客公演の延期・中止

* 商業施設への集客を目的とする公演

* 企業・団体の社員・職員の福利厚生を目的とする公演

※3 「自粛した公演」の考え方

- 公演を延期・中止し、2021年11月30日以降に開催予定であった公演のうち、2021年11月30日よりも前に、一部または全部の費用を発注した公演を対象とします。

【対象】 有観客で予定していた公演を、完全に延期・中止した場合（鑑賞料の有無は問いません）

【対象外】

- * 有観客で予定していた公演について、同日かつ同会場でキャスト等を変更しての実施、観客数を減らしての実施や、無観客ライブ配信の形で実施した公演（中止したことにならないため）
- * 無観客公演の延期・中止
- * 商業施設への集客を目的とする公演
- * 企業・団体の社員・職員の福利厚生を目的とする公演



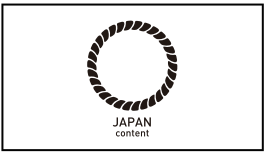
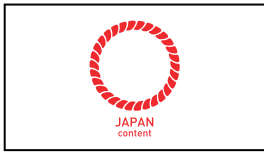

16 実施すべき事業

日本発のコンテンツの海外展開というこの補助金事業の目的に沿い、開催予定であった延期・中止公演に関連する内容の PR 動画を制作し、海外に発信する事業

- 内容
 - ✓中止・延期になった公演に関連する内容の PR 動画とは、主要な出演予定者など、原則、実演家が登場する動画であること（例：主要な出演予定者の実演動画、メッセージ動画、稽古動画など。主要な出演予定者が関わる過去に他のイベントで制作した動画の活用も含む。）
 - ※字幕や音声のみで表現されている動画は対象外となります。
 - ※日本発の要件として、(2) 及び (3) に該当する場合は、その取り入れた要素が客観的にわかるように動画に反映する必要があります。
- 本数
 - ✓1 申請につき 1 本制作・配信することが原則です。
 - ✓複数の公演を実施する予定であった場合には、公演の内容が同一であれば、同一の動画を 1 つ作成することで、各申請について動画を制作・配信したとみなします。（※提出の際は 61 頁を参照）
 - ✓上記に該当し、「主催者の異なる同一演目の公演」である場合は、申請時に別途様式（49 頁参照）を提出いただくことで、各申請について動画を制作・配信したとみなします。
- 時間
 - ✓動画の長さは最低 5 分以上（上限なし）とします。
- 配信方法・期間
 - ✓動画は、展開先の国・地域の居住者が無料で視聴できる媒体（会員登録が必要な場合も含む）で配信する必要があります。
 - ✓動画の配信期間は、配信日から原則 1 年以上とします。ただし、ライセンス契約等のやむを得ない事情により困難な場合には、例外が認められることがあります（一切配信しないことは認められません）。

● 掲出情報

- ✓ ロゴマーク及び実演家名を動画内に掲出する必要があります。(ロゴマークの掲出要領は下記参照)
- ✓ 動画内に編集によって掲出する実演家名の文字情報は、展開先の国・地域の公用語（ワールドワイドの場合は英語のみでも可）で表記する必要があります。ただし、海外展開のためのプロモーションの観点から有効である場合には、日本語の併記も可能です。
- ✓ 出演者のプロフィール、あらすじ、公演名などの掲出も推奨されます。なお、コンテンツの分野によってはコンテンツの内容を伝える字幕の掲出も推奨されます。
- ✓ 動画内における各情報の掲出方法（秒数、サイズ、位置等）は問いません。

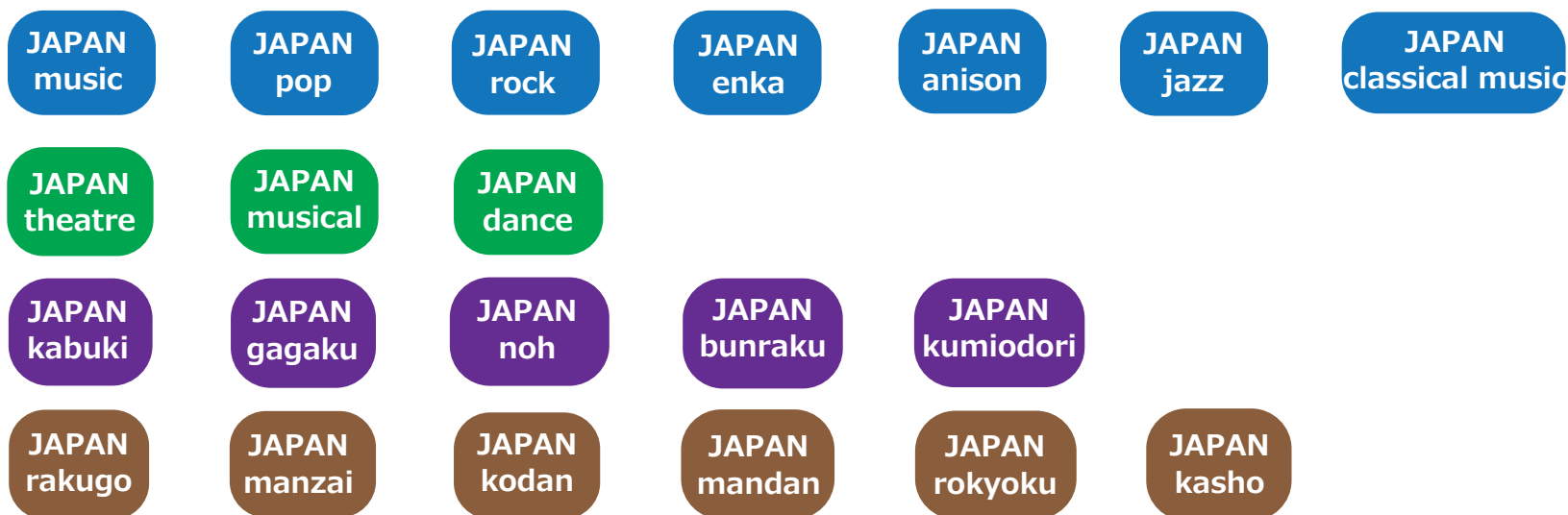
ロゴマーク概要	掲出ルール	
<p>補助金を受けて制作・配信する動画の最後に本ロゴマークを「止め画」として掲出ください。ただし、掲出媒体・配信媒体のルール等により、困難な場合は、可能な限り後ろの位置に掲出してください。</p>  <p>この部分はコンテンツのジャンルにより事務局が指定する選択肢の中で選択が可能です</p>	掲出位置	
	<p>原則として動画の最後に掲出してください。</p>	<p><基本形></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">本編</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">エンドクレジット</div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">  </div> <p>掲出時間（赤枠部分） 推奨3秒 最短1秒</p>
	カラーバリエーション	
	<p>3パターンのいずれかとします</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>基本形 (白地に黒)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>着彩形 (白地に赤)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>反転形 (黒地に白)</p>  </div> </div>	

18 掲出情報

● 共通

Japan Content

● Japan Content ではなく個別の分野の名称を表記する場合は、下記のいずれかを使用してください。



※すべて専用のフォントを用意していますので、交付決定後に
補助金特設ウェブサイトよりダウンロードしてください。

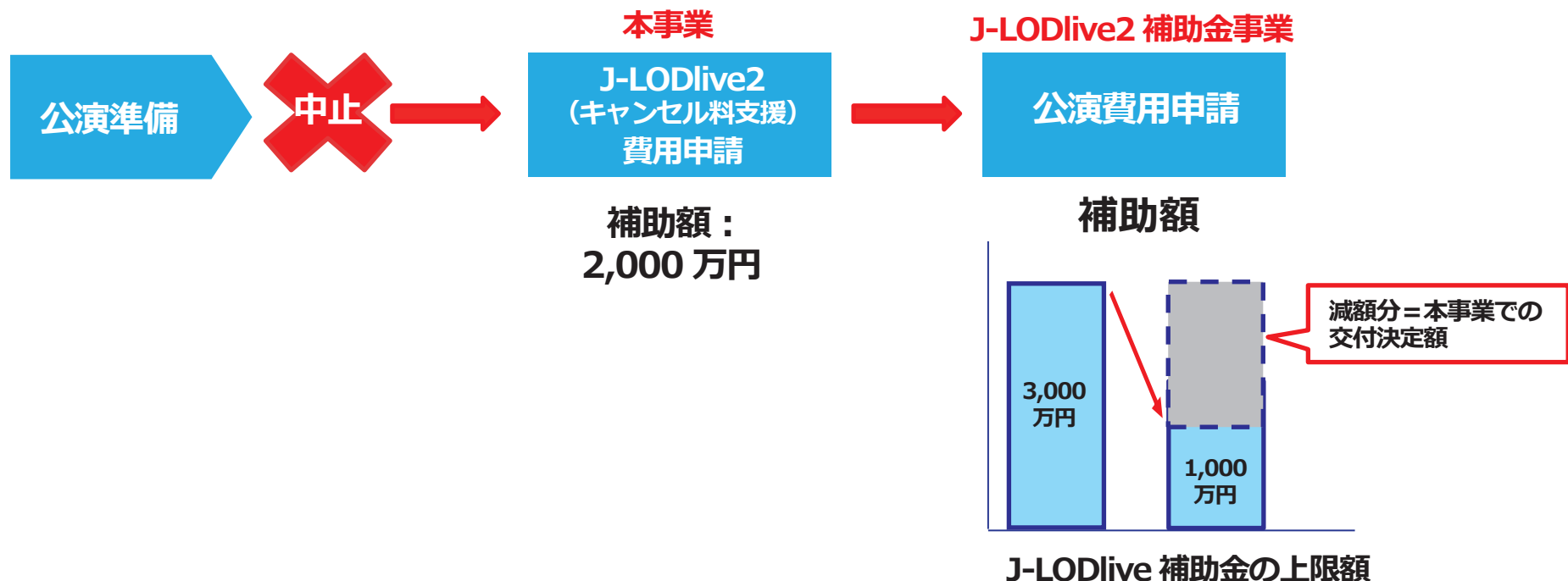
<例>



本事業で採択され、キャンセル料相当分の補助金を受け取った延期・中止公演を申請資格として J-LODlive2 補助金事業に申請した場合の、J-LODlive2 補助金事業の補助金の上限額は、3,000 万円から本事業の支払い額を差し引いた額となります。

（例）本事業で支払われた補助額が 2,000 万円の場合、J-LODlive の上限は 1,000 万円

※既に、緊急事態措置期間内もしくは水際措置の影響による延期・中止公演を申請資格として、J-LODlive 補助金に申請をしている場合、キャンセル料支援事業と J-LODlive 補助金事業の交付決定額の合算値が上限 3,000 万円以内となるよう支払額の調整を行います。

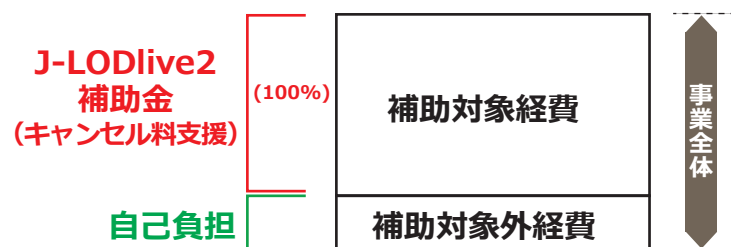


※J-LODlive2 補助金事業についての詳細は、「J-LODlive2 特設サイト」(<https://j-lodlive2.jp>) 内の「公募要項」を参照ください。

20 補助率・補助上限額（①事業）

1. 補助率

定額（補助対象経費（実際に要した費用）の100%）



2. 補助上限額

1件あたり2,500万円です。

※下限はなく、少額の案件についても対象となります。

※PR動画の制作・配信に関する費用の上限額は、以下の通りとなっています。

(1) 交付決定額が150万円以上の場合：

交付決定額の20%を上限とする。(ただし、上限150万円)

(2) 交付決定額が150万円以下の場合：

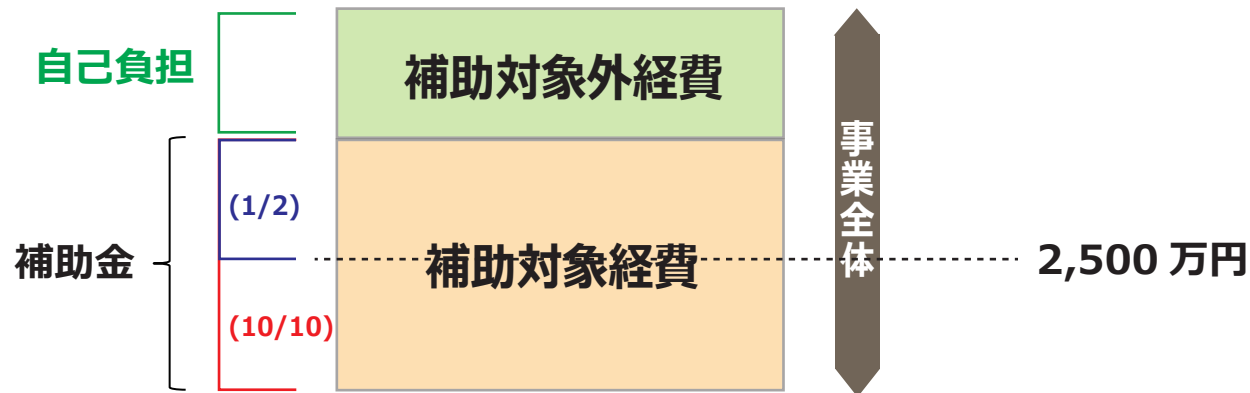
上限30万円とする。

※19頁もご確認ください。

1. 補助率

2,500 万円までは、補助対象経費（実際に要した費用）の 100%（定額）

2,500 万円を超える部分は、50%



2. 補助上限額

1 件あたり 5,000 万円です。

※ただし、2,500 万円までは 10 / 10、2,500 万円を超える部分については 1 / 2 の補助率で支援します。

※下限はなく、少額の案件についても対象となります。

※PR 動画の制作・配信に関する費用の上限額は、以下の通りとなっています。

1 交付決定額が 150 万円以上の場合：交付決定額の 20% を上限とする。（ただし、上限 150 万円）

2 交付決定額が 150 万円以下の場合：上限 30 万円とする。

22 申請可能件数

- 緊急事態措置区域・措置期間等※に開催予定であった日本発のコンテンツの公演のうち、開催を自粛（延期・中止）した主催者もしくは水際措置の変更により2021年11月30日以降に開催予定であった日本発のコンテンツの公演のうち、水際措置の変更により外国人の新規入国が制限されたことにより開催を自粛（延期・中止）した主催者が、その自粛した公演1件に対して、1件の申請が可能となります。

※詳細については早見表参照

<公演1件のカウントの考え方について>

公演数のカウントの単位は、販売チケット別のステージ数となります。

例) 同じ演目の公演を1日に昼と夜2公演(2ステージ)、3日間で合計6公演(6ステージ)実施し、それぞれ異なるチケット(一つのチケットで、一つのステージしか鑑賞できない)を販売した場合:
合計6件申請可能

<ご注意>

- 「ARTS for the future!」「ARTS for the future!2」との重複支援を避けるため、公演の内容、出演者・スタッフが異なる場合等、総合的に判断した結果、異なる公演と審査された場合を除き、同一公演等に対して両事業から支援を受けることはできません。
- J-LODlive2 補助金事業ですでに交付決定されている案件については、様式5による事故報告もしくは様式4-2による計画変更届出の手続きを先に実施し、手続き完了後に本事業に申請してください。

- (1) 開催予定であった延期・中止公演について、開催しなくても発生してしまった費用※
 - (2) 開催予定であった延期・中止公演に関連する内容の PR 動画の制作・配信費用
- ※詳細な費目については次頁をご確認ください。

延期・中止公演に関するキャンセル費用の考え方

- キャンセル費用は「開催予定だった延期・中止公演について、開催しなくても発生してしまった費用」の実額です。
- 例えば、契約書や請求書等においてキャンセルポリシーとしてキャンセル料がかからない又は軽減される期間が定められているにもかかわらず、その期間を過ぎてキャンセル料が発生した場合は、海外アーティスト招聘公演における海外アーティストの代役探しに時間を要した等、主催者の延期・中止の判断が遅れたことについて合理的な理由が認められない場合は、それに起因するキャンセル費用は対象外です。ただし、合理性について、理由書（申請時に公演延期・中止判断確認理由書（公募要項 53 頁参照）を提出してください。）に基づき審査委員会において判断された場合はその限りではありません。なお、該当する場合において、申請時に理由書の提出がなかった場合は、不採択もしくは採択後に交付決定を取り消す場合があります。
- なお、緊急事態措置等が適用された時点で、既に 100%のキャンセル料が発生することが明らかな場合は、理由書の提出は不要です。

※発注時の金額とキャンセル費用の金額が異なる費用の場合

キャンセル費用用に新たに発注書を作成する必要はなく、当初の発注書を添付してください。

（発注書に記載されている当初の発注額と、請求書に記載されているキャンセル費用の額面に差異があったとしても、最終的に支払い証憑によってキャンセル費用の実額を確認し、支払いを行うため、新たに発注書を作成する必要はありません。）

※緊急事態措置期間と期間外とで日程がまたがって実施する公演について、キャンセル費用が発生した場合

期間内の延期・中止公演に関するキャンセル費用のみが対象となります。

（例：1月5日～10日の公演が延期・中止となった場合、1月8日～10日の延期・中止公演に関するキャンセル費用のみ対象。会場キャンセル費用が全6日分として請求されている場合、按分して算出した3日分の会場キャンセル費用のみ対象。）

(1) 延期・中止公演に関するキャンセル費用

<出演関係費>

- ✓ 出演料（海外事務所への招聘費を含む）※

<制作関係費>

- ✓ 演出関係費
- ✓ 権利使用料
- ✓ 舞台制作費
- ✓ 舞台スタッフ費
- ✓ 運搬費
- ✓ 交通費・宿泊費
- ✓ 保険料（当該公演に係るものに限る）
- ✓ 公演広告・宣伝費

<会場関係費>

- ✓ 会場施設使用料
- ✓ 付帯設備費
- ✓ 施設維持費（自社所有の場合の会場のみ）
- ✓ 減価償却・固定資産税相当費用（自社所有の場合の会場のみ）

<運営関係費>

- ✓ 運営スタッフ費
- ✓ チケット販売関係費（払戻し手数料を含む）
- ✓ 光熱水料
- ✓ ライブ配信費
- ✓ 感染予防対策費
（新型コロナウイルス感染症への感染の有無を確認するための検査費を含む）
- ✓ 映像収録費

<公演の開催に関連する固定費>

詳細費目等については次頁を参照

※請求書等の書類には、キャンセルした分（申請分）の金額が分かるようにご記載ください。

補助対象外経費

- ✓ 楽曲・脚本等の企画・制作費
- ✓ 社内人件費（※27頁参照）
- ✓ 銀行の振込手数料
- ✓ この事業の申請にかかる書面作成代行費
- ✓ この事業の確定検査にかかる経理書面確認費

- ✓ 物販・飲食関係費
- ✓ 交際・接待費
- ✓ 消費税

等

※②事業については、水際措置の変更によって外国人の新規入国が停止されたことに伴い入国できない者（出演者、舞台スタッフ及び運営スタッフ等）に業務対価として支払われる費用（出演料や演出プラン料）は対象外です。

※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとしてください。

<公演の開催に関連する固定費について>

●中止となった公演の企画、宣伝、実施などの事業を実施するために要した費用

- i) 損益計算書等で「販売費及び一般管理費」として計上された費用（対象外費目を除く）
- ii) 売上原価や製造原価に計上された正社員の人件費
- iii) 売上原価や製造原価に相当する費用区分（事業費など）に計上された正社員の人件費

※ 会社運営のために必要なマネジメント費用や交際接待費、福利厚生費等の費用は対象になりません

対象外費目：法定福利費、福利厚生費、租税公課、新聞図書費、雑費、交際接待費、雇用調整助成金分、家賃支援給付金分

※※キャンセル料支援に計上された費用については、支給対象から除く

<例>

- ✓人件費（※雇用調整助成金は除く）
- ✓通信費
- ✓広告宣伝費
- ✓賃借料
- ✓光熱費
- ✓会議費 等

●固定費を補助対象経費として計上する場合は、以下の①～④のステップに基づき 1 公演あたりの固定費を算出し、算出根拠となる書類（※）と併せて申請時にご提出ください。

提出された書類をもとに、その他のキャンセル費用と併せてお支払い致します。

- ①直近（監査済みまたは税務申告済み）の財務諸表に基づく固定費総額から対象外費目を除いた費用を算出
- ②会社経営のために必要なマネジメント経費の割合として①の費用から 8%分減額
- ③直近の公演実施件数で②の費用を按分し、1 公演あたりの対象固定費額を算出
- ④支出計画書で計上している費目で固定費と重複している費目の金額を③の費目から除く

※直近の書類が整わない場合は、最新年度の書類に基づき算出してください。その際は、財務諸表の算出期間と公演実施件数の算出期間は揃えてください。

* <提出書類（一部様式あり。50 頁参照）>

- ・上記①～④のステップで算出した過程がわかる計算式などが記載された書類
- ・対象となる固定費の総額が分かる直近の財務諸表
- ・直近の公演実施件数及びその算出期間がわかる書類（一覧表）
- ・公演の年間売上が分かる直近の財務諸表（※）

※申請公演以外の事業も行っており、申請公演事業との切り分けが困難な場合は、対象となる固定費を公演による売上割合とそれ以外の事業による売上割合で按分して算出する。

(2) PR 動画の制作・配信に関する費用

<出演関係費>

- ✓ 出演料

※上限額については下記参照

<映像制作配信費>

- ✓ 映像収録費
- ✓ 映像制作費
- ✓ 映像編集費
- ✓ 翻訳費
- ✓ 字幕・吹替費
- ✓ 権利使用料
- ✓ 配信費
- ✓ 広告・宣伝費（※PR 動画制作・配信費の 20%を上限とする）

補助対象外経費

- ✓ ネット広告以外の広告・宣伝費（CM 出稿費、紙媒体（雑誌等）への掲載等）
- ✓ 社内人件費（※27 頁参照）
- ✓ 消費税
- ✓ 銀行の振込手数料

等

※動画の制作・配信に関する費用の上限額は、以下の通りとなっております（20 頁・21 頁より再掲）。

（1）交付決定額が 150 万円以上の場合：交付決定額の 20%を上限とする。ただし、上限 150 万円とする。

（2）交付決定額が 150 万円以下の場合：上限 30 万円とする。

※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとしてください。

※なお、過去の動画の収録費、制作費、編集費等は補助対象外経費となります。過去の動画を活用し、新たに制作・編集等を行う際の費用は対象になります。

※この場合、PR 動画の制作・配信に関する費用は、1 公演あたりの限度額（20 頁・21 頁参照）までしか認められません。複数の申請について 1 本の動画にまとめる場合に、各申請毎に PR 動画の制作・配信費を計上し、1 公演あたりの限度額以上の交付を受けることはできませんのでご注意ください。

事業者の従業員・代表者が演出家や演者等の場合の、補助対象経費となる考え方

- 申請事業者の従業員・代表者が演出家や演者等である場合でも、その支払が、通常の従業員給与・代表者報酬とは区別された、当該公演に対する業務対価であれば、補助対象経費になります。
- その際には、支出計画書において支払先名称の後ろに「個人事業主」であることを明示する等、社内人件費に該当しないことがわかるよう記載ください。
- なお、確定検査時には社内人件費に該当しないことが明確に分かる証憑（契約書、支払いの事実を証明する資料等）が必要であり、申請時に対象経費とされても、確定検査の結果、対象外経費と認定される場合があります。

事業者自身が公演会場を所有している場合の、キャンセル費用の算出方法

1月の公演スケジュール（計11公演）

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月の公演スケジュール（計6公演）

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

※ ○の日が公演予定日とする

左記の場合、以下が補助対象経費となる

年額請求となる費用から補助対象経費を算出
例)減価償却費、固定資産税相当費用等

年間の費用のうち17日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。

$$\text{補助対象経費} = \text{「費用」} \times 17/365$$

月額請求となる費用から補助対象経費を算出
例)光熱水費、空調費、(毎日清掃している場合の)月間の清掃費 等

1月の総費用のうち11日分と、2月の総費用のうち6日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。

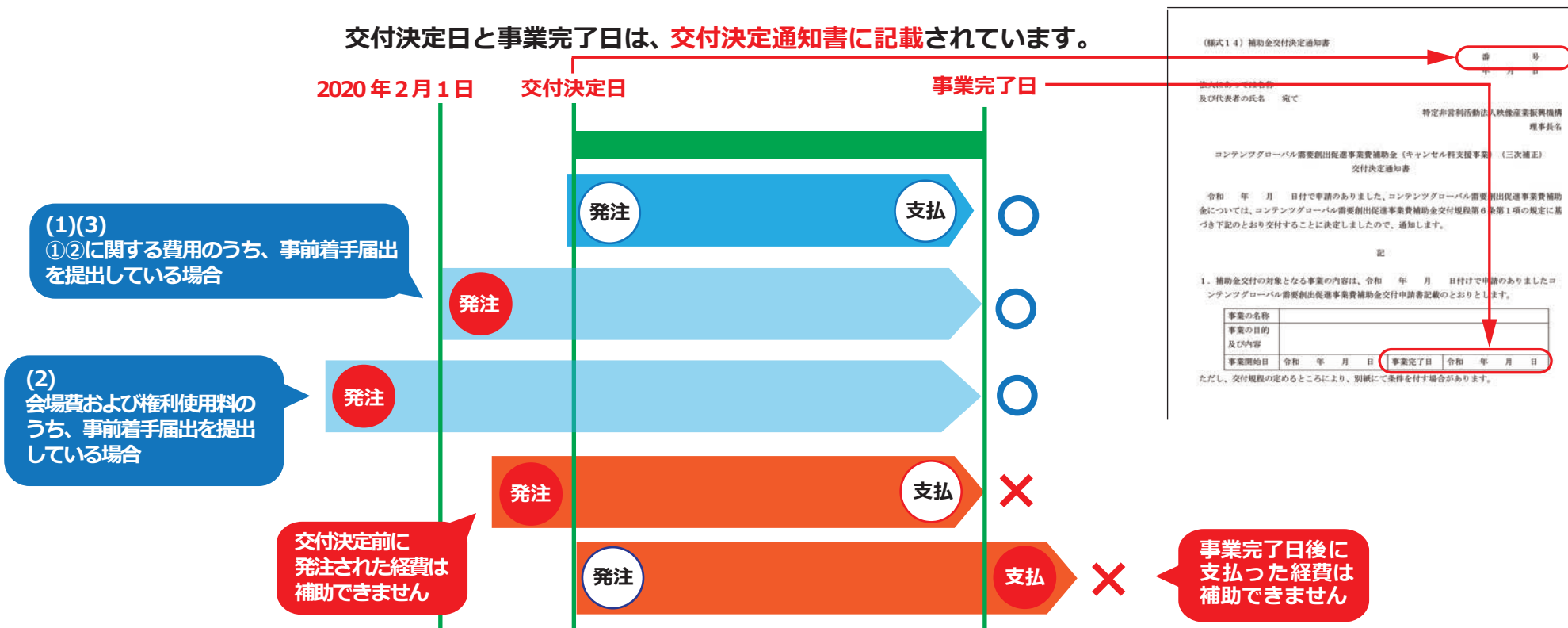
$$\begin{aligned} \text{補助対象経費} &= \text{「1月分の費用」} \times 11/31 \\ &\quad + \text{「2月分の費用」} \times 6/28 \end{aligned}$$

※上記で算出した補助対象経費は、端数切り捨てとしてください

補助対象経費の考え方（事前着手費用について）

- 原則、交付決定後に実施する事業の費用が対象になりますが、本補助金は、自粛により延期・中止した公演のキャンセル費用について支援を行うことから、交付決定日より前に発生したもしくは発生を予定している費用（以下「事前着手費用」という。）についても補助対象経費となる場合があります。
- **事前着手費用を申請する場合には、「事前着手届出」および「発注書」を提出する必要があります。申請時に事前着手届出および発注書を提出していない場合の事前着手費用は、原則、対象費用として認めることはできませんのでご注意ください。**
 - (1) 「①延期・中止公演に関するキャンセル費用」のうち、2020年2月1日から交付決定日前に発注した費用
 - (2) 「①延期・中止公演に関するキャンセル費用」のうち、交付決定日前に発注した会場費および権利使用料
 - (3) 「②PR動画の制作・配信に関する費用」のうち、2020年2月1日から交付決定日より前に発注した費用
- 事業のために申請者自身が支出した経費のみが対象です。

交付決定日と事業完了日は、**交付決定通知書に記載**されています。



100% 子会社等からの調達を行う場合には、調達価格に含まれる**利益等を排除**する必要があります。

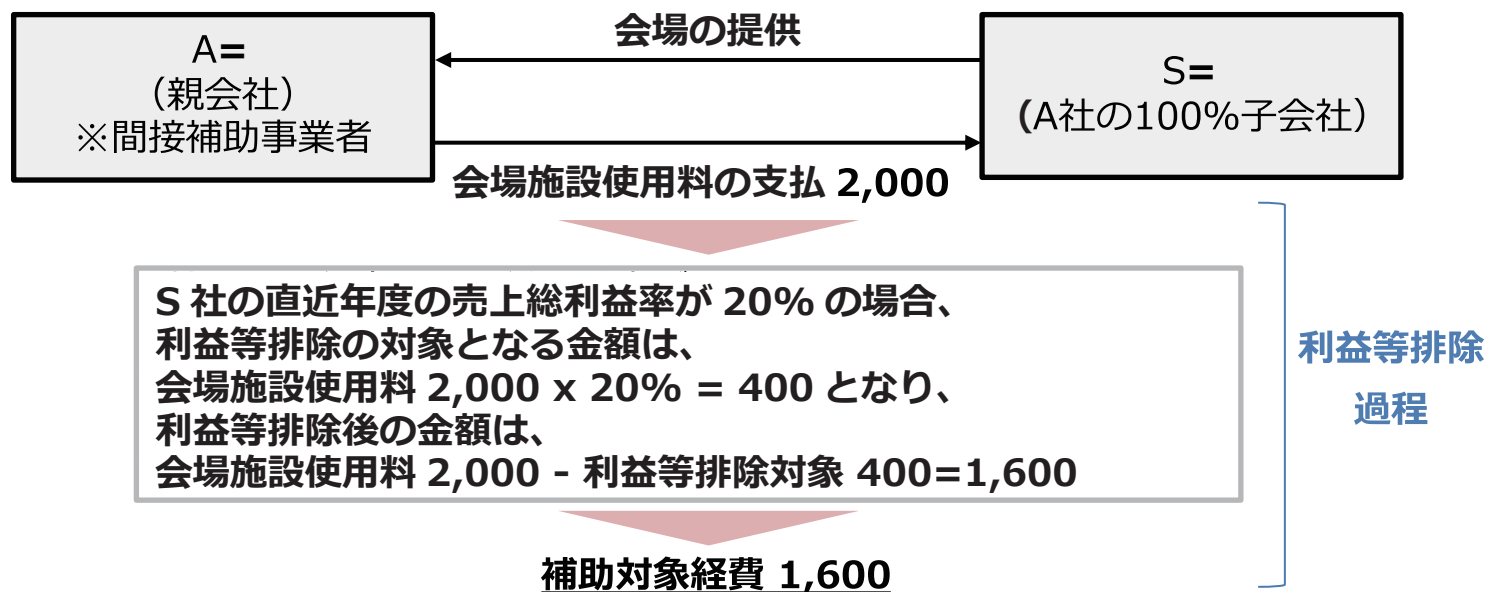
公費で行われる補助である以上、事業者の 100% 子会社等の利益を補助してしまうことは避けなければなりません。よって、該当する取引について経費の補助を受けようとする場合には、以下の表に準じて「利益等の排除」をする必要があります。

調達先	利益等の排除の方法	備考
<p>100% 子会社 あるいは 間接的に 100% の 支配権を有する 孫会社・曾孫会社等 (子会社等)</p>	<p>調達品の取引価格が原価以下であると証明できる場合は、その取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい売上総利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。売上総利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。</p>	<p>競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。</p>
<p>関係会社等</p>	<p>取引価格が、製造原価と販売費および一般管理費との合計以内と証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい営業利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。</p>	<p>「製造原価」および「販売費および一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明したうえで、その根拠となる資料を用意してください。</p> <p>競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。</p>

30 補助対象経費

子会社等から調達を実施した場合の補助金の考え方について

(例) 子会社に会場施設使用料を支払う場合の利益等排除の例



※子会社が会場施設使用料 2,000 で会場を他社（第三者）に貸し出していたとしても、当該額が補助対象経費の額とはならない。

同じ経費に対して**他の公的な補助金・助成金等**を二重に受けることはできません。

他の補助金・助成金等を利用する場合には、費目や経費を明確に切り分けてください。

(例) この補助金で映像制作費の補助を受けており、別途 ABC 基金からの映像編集費を受ける場合



(例) この補助金で会場施設使用料・運営スタッフ費のキャンセル費の補助を受けており、別途 XYZ 助成金からキャンセル費の助成を受ける場合



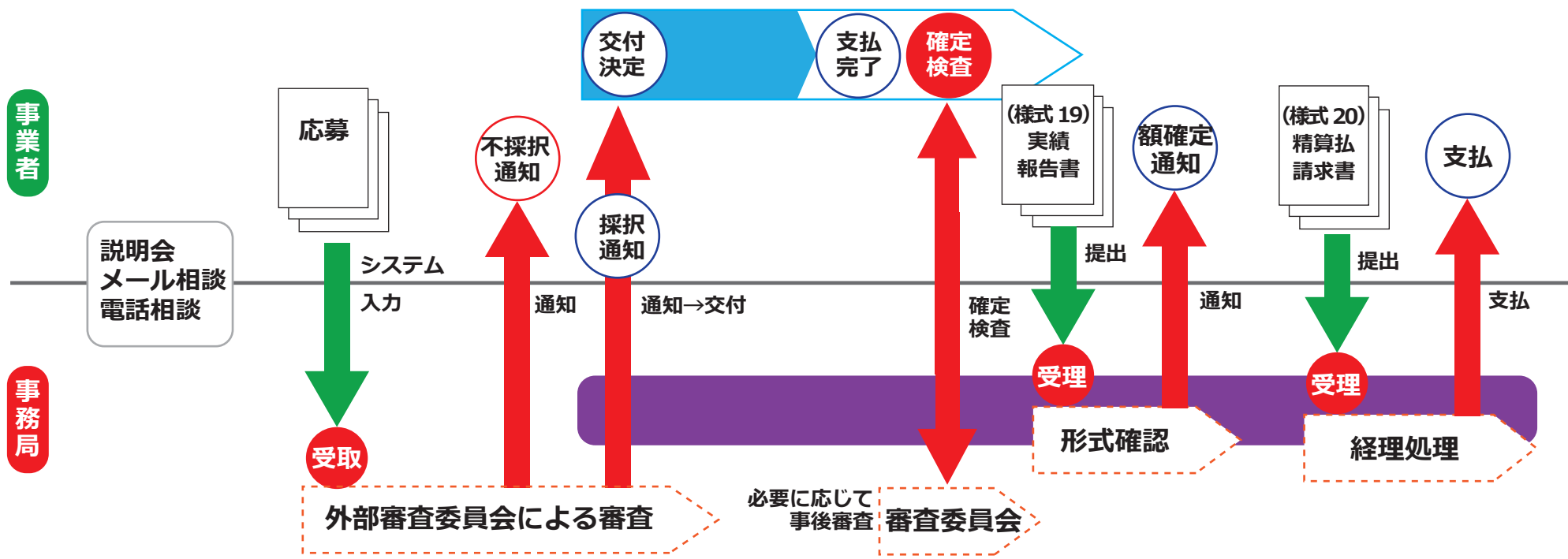
(例) この補助金で交通費・宿泊費のキャンセル費の補助を受けており、別途「Go To Travel キャンペーン」から交通費・宿泊費の助成を受ける場合



※クラウドファンディングや民間が拠出する基金事業などは、他の公的な補助金・助成金等には該当しません。

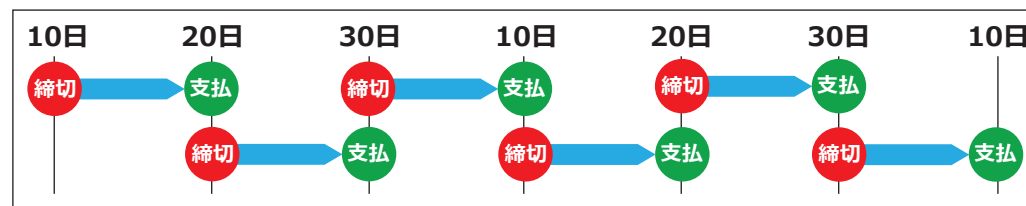
32 事業の流れ（応募～補助金支払）

採択された事業者に対し、事務局は交付決定通知書を発行（＝交付決定日）いたします。



最短10日、
最長20日

本補助金の支払いサイト（10日、20日、30日締め、10日後払い）



※10日、20日、30日が土日・祝日の場合は、翌営業日になります

本システムは下記のPC用ブラウザでご利用いただけます。

- ・Google Chrome 最新版
- ・Microsoft Edge 最新版
- ・Mozilla Firefox 最新版
- ・Safari 最新版

J-LODlive2(キャンセル料支援) ウェブサイト(<https://cancel.j-lodlive2.jp/>)で、「申請システムはこちら」をクリックしてください。

The screenshot shows the J-LODlive2 website header with the logo and navigation links. A red arrow points from the text above to the '申請システムはこちら' button. Below the header is a large orange banner with white text explaining the support for cancellations. At the bottom, there is a table with application details and a link to download a summary sheet.

J-LODlive2 (キャンセル料支援)
令和2年度補正予算コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金(三次補正)

申請システムはこちら [お問い合わせ](#)

[お知らせ](#) [対象：公演](#) [対象：展示会](#) [対象：遊園地](#) [説明会・相談会](#) [FAQ](#)

令和3年1月に発出された緊急事態宣言の発令地域において、
 開催予定だった公演、展示会、遊園地・テーマパークを延期・中止した事業者の皆様

**開催予定であった公演を延期・中止した主催事業者に対して、
 当該公演等のキャンセル費用及び関連映像を活用した動画の制作・配信の実施を支援**

対象分野	公演、展示会、遊園地・テーマパーク
申請者	公演、展示会、遊園地等の運営・主催法人
補助率（補助上限額）	10/10（2,500万円/1件）
補助対象経費	①延期・中止した公演や展示会、休園した遊園地等に関するキャンセル費用 ②PR動画の制作・配信に関する費用

[「J-LODlive2」概要チラシ](#) [\[ダウンロード\]](#)

① 誓約事項を読み、チェックの上で最下部にある「次へ」をクリックしてください。

J-LODlive2（キャンセル料支援） | コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（三次補正）

① 応募誓約事項
本補助金の対象事業や対象費用及び要件・条件については細かい規定がございますので、応募前に必ず最新の補助金公募要項をお読み頂いた上で応募して下さい。

② 事業者情報の入力
事業者情報を入力して下さい。

③ 応募事業情報の入力
応募事業情報を入力して下さい。

補助金公募要項はこちら

- 公演用
- 展示会用
- 遊園地・テーマパーク用

下記注意事項を読んだ上、それぞれにチェックして下さい

補助金公募要項をよく読み、本補助金の目的と制度を理解した。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力又はこれらの構成員若しくは関係者に該当せず、かつ、これらと社会的に非難されるべき関係を有していない。

応募する事業は新型コロナウイルス感染対策の基本的方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等の政府若しくは地方公共団体等又はこれらの関係機関の方針その他の新型コロナウイルス感染症への対策に関する重要事項に反する事業ではない。

応募する事業には法令又は公序良俗に反する事業および本補助金の目的を逸脱する事業は含まれていない。

上記の他、補助金公募要項の注意事項ページに記載された事項に同意する。

※下部の【一時保存】ボタンで添付書類を保存できる期間は最大3日間となります。
※3日以上経過した後に申請する場合は、提出する添付書類を一度削除し、再度添付し直して申請してください。
※3日以上経過した添付ファイルで申請した場合、申請受付メールは返送されますが事務局では添付ファイルを確認できないため、再申請いただくこととなります。

→ 次へ 一時保存

②-1 「これまでにJ-LODlive2補助金に応募したことがある事業者の場合」には、
下記リンクから「事業者番号」を調べたうえで、事業者情報の入力をしてください。

J-LODlive2 (キャンセル料支援) | コンテツグローバル需要創出促進事業費補助金 (三次補正)

1 応募契約事項
本補助金の対象事業や対象費用及び要件・条件については細かい規定がございますので、応募前に必ず最新の補助金公募要項をお読み頂いた上で応募して下さい。

2 事業者情報の入力
事業者情報を入力して下さい。

3 応募事業情報の入力
応募事業情報を入力して下さい。

事業者情報

補助金の応募歴あり*

- すでにJ-LODlive2補助金システムを利用されている事業者様
- J-LODlive2補助金を利用したことがない事業者様 (キャンセル料支援への申込みが2回目以降の方)
- J-LODlive2補助金を利用したことがない事業者様 (キャンセル料支援への申込みも初めての方)

J-LODlive2事業者登録番号*

J-LODlive2事業者登録番号はこちらからご確認ください

事業者名 (会社名等) (公表)

担当者連絡先情報

担当者氏名*

担当者氏名 (フリガナ)*

金角カタカナ

連絡先電話番号*

担当者郵便番号*

半角数字ハイフン

半角数字ハイフン不要

担当者住所*

担当者住所 (建物名、部屋番号)

連絡先メールアドレス*

連絡先メールアドレス (確認用)*

※下部の【一時保存】ボタンで保存書類を保存できる期間は最大3日間となります。
※3日以上経過した後に申請する場合は、提出する保存書類を一度削除し、再度保存し直して申請してください。
※3日以上経過した保存ファイルで申請した場合、申請受付メールは返送されますが事務局では保存ファイルがないため、再申請いただくこととなります。

← 戻る → 次へ 一時保存

J-LODlive 補助金に応募したことがある事業者は、一番上にチェックをしてください

こちらのリンクを開き、J-LODliveのID、パスワードを入力し、事業者情報の一番最初に事業者登録番号が表示されます。

J-LODlive2

J-LODlive2補助金申請システムにアクセスするにはログインをしてください。

ID (メールアドレス)

Password

パスワードを忘れた方はコチラへ

ログイン ▶

J-LODlive2へ 新規登録

J-LODlive

ファイルダウンロード 申請一覧 お知らせ 個人設定

事業者画面

事業者情報編集

事業者情報

事業者登録番号 70

事業者名 (会社名等) (公表) 特定非営利活動法人映像産業振興機構

事業者名 (フリガナ) トクテイヒエイリカツドウホウジンエイソウサンギョウシンコウキコウ

海外事業者からの申請である 応募条件を満たした海外現地法人である

法人番号 (13桁) 2010005008721
法人番号はこちらより検索してください

すべて入力のうえ、最下部にある「次へ」をクリックしてください

②-2「これまでにJ-LODlive2(キャンセル料支援)に応募されたことがある事業者の場合」には、事業者情報の入力のみしてください。

J-LODlive2 (キャンセル料支援) | コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金 (三次補正)

① 応募誓約事項
本補助金の対象事業や対象費用及び条件・条件については細かい規定がございますので、応募前に必ず最新の補助金公募要項をお読み頂いた上で応募して下さい。

② 事業者情報の入力
事業者情報を入力して下さい。

③ 応募事業情報の入力
応募事業情報を入力して下さい。

事業者情報

補助金の応募歴あり*

- すでにJ-LODlive2補助金システムを利用されている事業者様
- J-LODlive2補助金を利用したことがない事業者様 (キャンセル料支援への申込みが2回目以降の方)
- J-LODlive2補助金を利用したことがない事業者様 (キャンセル料支援への申込みも初めての方)

事業者名 (会社名等) (公表) *

法人番号 *

半角数字13桁

担当者連絡先情報

担当者氏名 *

担当者氏名 (フリガナ) *

金角カタカナ

連絡先電話番号 *

担当者郵便番号 *

半角数字ハイフン

半角数字ハイフン不要

担当者住所 *

担当者住所 (建物名、部屋番号)

連絡先メールアドレス *

連絡先メールアドレス(確認用) *

※下部の【一時保存】ボタンで添付書類を保存できる期間は最大3日間となります。
 ※3日以上経過した後申請する場合は、提出する添付書類を一度削除し、再度添付し直して申請してください。
 ※3日以上経過した添付ファイルで申請した場合、申請受付メールは返送されますが事務局では添付ファイルを確認できないため、再申請いただくこととなります。

← 戻る → 次へ || 一時保存

J-LODlive (キャンセル料支援) に応募したことがある事業者は、中央にチェックをしてください

すべて入力のうえ、最下部にある「次へ」をクリックしてください

②-3 「初めてJ-LODlive2補助金/J-LODlive2(キャンセル料支援)に応募される事業者の場合」には、事業者情報の入力、書類の添付をしてください。

J-LODlive2 (キャンセル料支援) | コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金 (三次補正)

① 応募誓約事項
本補助金の対象事業や対象費用及び要件・条件については細かい規定がございますので、応募前に必ず最新の補助金公募要項をお読み頂いた上で応募して下さい。

② 事業者情報の入力
事業者情報を入力して下さい。

③ 応募事業情報の入力
応募事業情報を入力して下さい。

事業者情報

補助金の応募歴あり*

- すでにJ-LODlive2補助金システムを利用されている事業者様
- J-LODlive2補助金を利用したことがない事業者様 (キャンセル料支援への申込みが2回目以降の方)
- J-LODlive2補助金を利用したことがない事業者様 (キャンセル料支援への申込みも初めての方)

事業者名 (会社名等) (公表) *

事業者名 (フリガナ) *

法人番号 *

半角数字13桁

代表者名 *

代表者役職 *

電話番号 *

半角数字ハイフン

事業者郵便番号 *

半角数字ハイフン不要

事業者住所 *

事業者住所 (建物名、部屋番号)

事業者のウェブサイト

J-LODlive も含め、初めて申請する事業者は、一番下にチェックをしてください

書類を添付してください (詳細次頁参照)

登記簿原本 (発行から3ヶ月以内)、会員証明書、会員種別書等のいずれか *

最大10MB

原簿照像写真 *

最大10MB

原簿照像写真のコピー *

最大10MB

補正資料

最大10MB (過去実績 (設立1年未満の法人)、会社案内、パンフレット、事業内容等)

担当者連絡先情報

担当者氏名 *

担当者氏名 (フリガナ) *

連絡先電話番号 *

半角数字ハイフン

担当者郵便番号 *

半角数字ハイフン不要

担当者住所 *

担当者住所 (建物名、部屋番号)

連絡先メールアドレス *

連絡先メールアドレス(確認用) *

※ 下部の【一時保存】ボタンで原付書類を保存できる期間は最大3日間となります。
 ※ 3日以上経過した後に申請する場合は、提出する原付書類を一度削除し、再度添付し直して申請してください。
 ※ 3日以上経過した添付ファイルで申請した場合、申請受付メールは返送されますが事務局では添付ファイルを確認できないため、再申請いただくこととなります。

← 戻る → **次へ** 一時保存

すべて入力のうえ、最下部にある「次へ」をクリックしてください

「初めてJ-LODlive2補助金/J-LODlive2(キャンセル料支援)に応募される事業者の場合」には、下記の書類を添付してください。

事業者登録書類

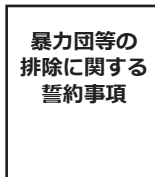
①法人証明書



3ヶ月以内に発行された登記簿謄本を提出してください。

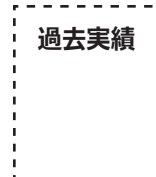
- ※所定の業界団体が発行する団体会員証明書、または団体推薦書で代替できます。
- ※登記情報提供サービスで取得した情報は本補助金事業において登記簿謄本として認められません。

②暴力団排除に関する誓約事項



指定フォームに、代表者の署名捺印の上、pdfにして添付してください。

③過去の公演主催の実績（該当者のみ）



設立1年未満の法人は、登記簿に記載されている代表取締役等の個人としての過去の公演主催実績を提出してください。

様式不問

③ 申請する情報として、事業の情報、海外に配信する動画の情報、経費等を入力してください。また申請時に必要な書類を添付してください。

J-LODlive2（キャンセル料支援） | コンテツグローバル需要創出促進事業費補助金（三次補正）

① 応募誓約事項
本補助金の対象事業や対象費用及び要件・条件については細かい規定がございますので、応募前に必ず最新の補助金応募要項をお読み頂いた上で応募して下さい。

② 事業者情報の入力
事業者情報を入力して下さい。

③ 応募事業情報の入力
応募事業情報を入力して下さい。

【注意事項】
必要な入力が終わりましたら、このページの画面下部の「確認」ボタンを押し、確認ページにて「応募」ボタンを押して下さい。
※複数公演を1件にまとめて申請することはできません。必ず1公演につき1件ずつ申請いただくようご注意ください。

J-LODlive 補助金で申請した公演が延期・中止になった場合には、「申請済み」にチェックし、J-LODlive 補助金の案件番号（L から始まる番号）を入力してください。

もし、J-LODlive 補助金に申請していたにも関わらず、こちらで「申請していない」にチェックしてしまい、後から発覚した場合には「事業者による不正」と扱われ、交付決定が取り消されることもあるのでご注意ください。

応募事業情報

J-LODlive2（キャンセル料支援）補助金で申請する事業について、J-LODlive補助金に申請済みであるか*

申請済み 申請していない

海外配信動画

《公演》配信動画に使用する予定の主要出演予定者もしくは実演者名、《展示会》展示会名、《遊園地・テーマパーク》施設名*

長さ(分)* 説明字幕(テロップ等)の有無*

原則、5分以上の長さが必要になります

内容字幕(コンテンツの内容の翻訳)の有無*

あり なし

動画展開の戦時や今後の海外展開への意欲などを自由に記述してください*

海外配信動画の詳細

配信プラットフォーム名* 配信プラットフォームのURL*

予定している発信する地域名*

提出書類

延期・中止確認書(外部確認書)* 最大10MB	支出計算書* 最大10MB	請求書* 最大10MB
申請着手届出 最大10MB	申請着手に係る取組書 最大10MB	申請費控保存台帳書 最大10MB
動画配信関係帳簿書 最大10MB	プレスリリース等 最大10MB	補正資料 最大10MB

※各書類の推奨フォーマットは、以下のものをご利用下さい。

【12言語】 延期・中止確認書(外部確認書) 支出計算書(12言語) 申請着手届出書(12言語) 申請費控保存台帳書(12言語) 動画配信関係帳簿書の提出書(12言語)	【英字会報】 延期・中止確認書 支出計算書 申請着手届出書 申請費控保存台帳書 動画配信関係帳簿書の提出書	【遊園地・テーマパーク用】 申請費控保存台帳書 申請費控保存台帳書 申請費控保存台帳書 申請費控保存台帳書 申請費控保存台帳書
---	--	--

下部に詳細しての場を行う*

選択されたことをもって交付申請する

下部の【一時保存】ボタンで資料を保存できる期間は最大3日間です。3日間以上経過した後に申請する場合は、提出する資料を一度「一時保存」状態に設定し直して申請してください。3日以上経過した資料ファイルで申請した場合、申請受付が完了後、申請内容が確認されませんが事務局では資料ファイルを確認できないため、再申請いただくこととなります。

戻る 確認 一時保存

必要事項を入力、添付のうえ、最下部にある「確認」をクリックしてください

④ ①で誓約して頂いた事項、②の事業者情報、③の事業情報がすべて表示されるので、入力した内容を再度ご確認ください。最下部にある「応募」をクリックしてください。

J-LODlive2（キャンセル料支援） | コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（三次補正）

応募誓約事項

本補助金の対象事業や対象費用及び要件・条件については細かい規定がございますので、応募前に必ず最新の補助金公募要項をお読み頂いた上で応募して下さい。

補助金公募要項をよく読み、本補助金の目的
 暴力団員による不当な行為の防止等に関する
 これらの構成員若しくは関係者に該当せず。
 応募する事業は新型コロナウイルス感染症対策
 団体等又はこれらの関係機関の方針その他の
 応募する事業には法令又は公序良俗に反する
 上記の他、補助金公募要項の注意事項ページ

事業者情報の入力

事業者情報を入力して下さい。

すでにJ-LODlive補助金システムを利用されている事業者様

J-LODlive事業登録番号	0000
事業者名（会社名等）（公表）	株式会社テスト
担当者氏名	テスト
担当者氏名（フリガナ）	テスト
連絡先電話番号	00-0000-0000
担当者郵便番号	1000000
担当者住所	東京都中央区築地
担当者住所（建物名、部屋番号）	
連絡先メールアドレス	test@vipo.or.jp
連絡先メールアドレス(確認用)	test@vipo.or.jp

応募事業情報の入力

応募事業情報を入力して下さい。

J-LODlive（キャンセル料支援）補助金で申請する事業について、J-LODlive補助金に申請済みであるか	申請済み
J-LODliveに申請済の事業であればJ-LODliveでの案件番号	L100000
関連過去案件番号	
イベント公式サイトURL	https://test.com
J-LODlive（キャンセル料支援）補助金で申請する事業の実施形態	公演
中止・延期とした公演名、もしくは展示会名、休園した施設名	テスト公演
中止・延期とした公演もしくは	テスト講義の概要

入力した内容を最後に確認のうえ、「応募」をクリックしてください

下記に同意して応募を行う 採択されたことをもって交付申請する

戻る 応募

応募時の添付書類（一部既定フォーマットあり）について

※フォーマットを変更して提出された場合は「書類不備」となりますので予めご注意ください。

①公演延期・中止確認書

公演
延期・中止
確認書

主催する公演が中止・延期になった確認書を提出ください。（業界団体、会場運営者等の第三者により発行されたものに限ります）

②支出計画書

支出
計画書

申請する費用を支払先ごとに、費目別に記載した計画書を提出ください。コンサートツアーの場合は、専用の支出計画書を提出ください。

③請求書

請求書

支出計画書に記載する費用の費目毎に請求書（動画制作に関する請求を含んでも良い）を提出ください。

請求明細

請求書に明細が無い場合は併せて提出ください。

※キャンセル費用については、申請時に請求書の提出を必須とします。

④その他

事前
着手
届出

事前着手
に係る
発注書
（※2）

申請資格
保有
合意書
（該当者のみ）

動画配信
期間短縮の
ための
理由書
（該当者のみ）

PR 動画
関係
合意書
（該当者のみ）

プレス
リリース等
（※3）
（該当者のみ）

固定費の
算出に関する
書類
（※4）
（該当者のみ）

無観客開催
への変更
理由書
（※5）
（該当者のみ）

- ※1 赤枠の「公演延期・中止確認書」「支出計画書」「事前着手届出」「申請資格保有合意書」「動画配信期間短縮のための理由書」「PR 動画関係合意書」「無観客開催への変更理由書」は既定フォーマットを変更せずそのままご利用ください。（ただし、支出計画書の行が足りない場合、行追加は可能とします）
- ※2 キャンセル費用の発注書は、キャンセル用に新たに発注書を作成する必要はなく、当初の発注書を添付してください。事前着手の届出に記載の経費については、発注書の添付が必須となります。（28 頁参照）
- ※3 緊急事態宣言の延長期間内における延期・中止公演を申請資格として申請される場合、解除宣言の発令前に、延期・中止していたことが分かる書類をご提出ください。（様式自由）
- ※4 固定費を補助対象経費として計上する場合は、固定費の算出過程が分かる書類（50 頁参照）、対象となる固定費の総額が分かる 2020 年度の財務諸表、2020 年度の公演実施件数とその算出期間がわかる公演一覧表、公演の年間売上が分かる 2020 年度の財務諸表（該当する場合のみ）をご提出ください。（様式自由。25 頁・50 頁参照）
- ※5 緊急事態措置区域・措置期間において、無観客開催の要請（都道府県が特措法に基づき独自に行った要請を含む。）を受け、無観客（オンライン配信）の形で実施することとした場合、当該書類をご提出ください。（51 頁参照）

応募時の添付書類 (一部既定フォーマットあり) について

※フォーマットを変更して提出された場合は「書類不備」となりますので予めご注意ください。

①公演延期・中止確認書

公演
延期・中止
確認書

主催する公演が中止・延期になった確認書を提出ください。(業界団体、会場運営者等の第三者により発行されたものに限ります)

②支出計画書

支出
計画書

申請する費用を支払先ごとに、費目別に記載した計画書を提出ください。

③請求書

請求書

支出計画書に記載する費用の費目毎に請求書(動画制作に関する請求を含んでも良い)を提出ください。

請求明細

請求書に明細が無い場合は併せて提出ください。

※キャンセル費用については、申請時に請求書の提出を必須とします。

④その他

事前
着手
届出

事前着手
に係る
発注書
(※2)

申請資格
保有
合意書
(該当者のみ)

動画配信
期間短縮の
ための
理由書
(該当者のみ)

PR 動画
関係
合意書
(該当者のみ)

プレス
リリース等
(※3)
(該当者のみ)

固定費の
算出に関する
書類
(※4)
(該当者のみ)

水際措置に
よる公演
延期・中止
理由書

公演延期・
中止判断
確認理由書
(該当者のみ)

- ※1 赤枠の「公演延期・中止確認書」「支出計画書」「事前着手届出」「申請資格保有合意書」「動画配信期間短縮のための理由書」「PR 動画関係合意書」「固定費の算出に関する書類」「水際措置による公演延期・中止理由書」「公演延期・中止判断確認理由書」は既定フォーマットを変更せずそのままご利用ください。(ただし、支出計画書の行が足りない場合、行追加は可能とします)
- ※2 キャンセル費用の発注書は、キャンセル用に新たに発注書を作成する必要はなく、当初の発注書を添付してください。事前着手の届出に記載の経費については、発注書の添付が必須となります。(28 頁参照)
- ※3 2022 年 2 月 25 日以降の延期・中止公演を中止公演として申請される場合、2022 年 2 月 24 日以前に、延期・中止していた事が分かる書類をご提出ください。
- ※4 固定費を補助対象経費として計上する場合は、固定費の算出過程が分かる書類(50 頁参照)、対象となる固定費の総額が分かる直近の財務諸表、直近の公演実施件数とその算出期間がわかる公演一覧表、公演の年間売上が分かる直近の財務諸表(該当する場合のみ)をご提出ください。(様式自由。25 頁・50 頁参照)

①公演延期・中止確認書

- 公演延期・中止確認書は1公演につき1枚必要です。代表者名は、必ずしも当該法人の代表者である必要はなく、当該公演事業に関し代表権を有している者の氏名で足りる。また、代表者印は、当該法人の角印でも許容します。

<記入例>

+

■延期した公演が複数の場合の実施予定日時

No	実施予定日	実施予定時間
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		

※同一会場複数公演の場合、指定フォームの別シートに「延期した公演が複数の場合の実施予定日時」を記載するフォーマットを準備していますので、そちらを必ず記載ください。

⋮

- 公演延期・中止確認書の作成者は原則以下の通りです。

- 会場
- プレイガイド

※作成者と公演との関係について、該当する箇所に✓を付けてください。会場・プレイガイド以外の場合は、契約書等、客観性・第三者性を証明できる証憑を添付のうえ、作成者が確認適格を有することの説明として、カッコ内に具体的な関係（当該公演にどのような関与をするものであるか等）を記載ください。

※申請者の親会社や子会社等の場合は、第三者性が認められません。

※「無観客開催への変更理由書」を提出した場合は、「公演延期・中止確認書」の提出は不要です。

② 支出計画書

指定フォームに、支払い先ごと・請求書ごとに下記を記載してください。

(入力欄を増やすために行を挿入する際は、プルダウンおよび式も併せてコピーしてください)

<記入例>

支出計画書				
事業者名	株式会社〇〇		会場名	〇〇ホール
公演名	〇〇における〇〇〇		公演回数	10
			事業管理番号	
			補助率	100%

【キャンセル費用】					
NO	支払先名称	費用種別 (プルダウンの選択)	主な経費内容	予定額	備考
1	JCC事務所	公演経費	公演料	¥1,000,000	前編 請求書に上記の通り
2	JCCプロダクション	公演経費	公演料	¥2,000,000	前編 請求書に上記の通り
3	〇社	制作経費	演出経費・舞台美術費・衣装料	¥25,000,000	前編 請求書に上記の通り
4	〇社	制作経費	機材使用料	¥1,000,000	前編 請求書に上記の通り
5	〇社	制作経費	公演企画・宣伝費	¥2,000,000	前編 請求書に上記の通り
6	〇〇ホール	会場経費	会場費・付帯設備費	¥10,000,000	前編 請求書に上記の通り
7	F社	運営経費	運送・手荷物代	¥500,000	前編 請求書に上記の通り
8					
9					
10					
(A)キャンセル費用における補助希望対象経費				¥47,500,000	

【動画の制作・配信に関する費用】					
NO	支払先名称	費用種別	主な経費内容	予定額	備考
1	JCC事務所	公演経費	公演料	¥500,000 (MCA) 50,000 MCSB) 50,000	
2	H社	映像制作委託費	映像制作費・映像編集費・図説費・字幕・吹き替え	¥100,000	映像編集25分×1日 30,000×1日 字幕制作編集費 50,000×1日 図説費 20,000×2日
3					
4					
5					
(B)動画の制作・配信に関する費用における補助希望対象経費				¥150,000	

【認定費用に関する費用】					
NO	支払先名称	費用種別	主な経費内容	予定額	備考
1		(C)認定費用における補助希望申請額		¥200,000	「補助対象経費(認定費)の計算書」の希望申請額(認定費)を記載

キャンセル費用と動画の制作・配信に関する費用における全公演分の費用		(B)キャンセル費用と動画の制作・配信に関する費用における1公演当たりの費用	
補助希望対象(総額)経費(A+B)	¥47,700,000 自動計算	補助希望対象経費(公演あたり)	¥4,770,000 自動計算
		1公演当たりの費用(総額)	
		補助希望対象経費(公演あたり)(C+D)	¥4,970,000 自動計算

※同じ会場で同じ演目を複数回行う場合、全公演の総費用を計上し、公演回数で案分した費用で申請してください。

※一式表記で計上する費目については、対象経費以外の経費は含まないようにしてください。万が一、対象経費以外の費用が含まれていることが判明した場合は、補助金の支払いを受けた後であっても、交付決定の取消しまたは該当する費用を返還いただくことがあります。

コンサートツアーを延期・中止した場合の支出計画書

指定フォームに、支払い先ごと・請求書ごとに下記を記載してください。
 (入力欄を増やすために行を挿入する際は、プルダウンおよび式も併せてコピーしてください)
 コンサートツアーの合計収入予定額も併せて記載してください。

記入例（コンサートツアー用）

支出計画書																				
事業者名	株式会社〇〇	会場名	〇〇ホール	事業年度																
公演名	〇〇〇における〇〇〇	公演回数	〇	補助率																
				100%																
【キャンセル費用】																				
NO	支払先名称	業務種別 (※プルダウンメニュー参照)	支払内容	予定額																
1	XX事務所	芸楽関係	出演料	¥100,000(税別)・請求書に記載の通り																
2	XXプロダクション	芸楽関係	出演料	¥100,000(税別)・請求書に記載の通り																
3	YY社	制作関係	演出制作費・演出制作費・衣装費	¥210,000(税別)・請求書に記載の通り																
4	YY社	制作関係	権利使用料	¥1,000,000(税別)・請求書に記載の通り																
5	YY社	制作関係	公演広告・宣伝費	¥2,000,000(税別)・請求書に記載の通り																
6	〇〇ホール	会場関係	会場費・駐車設備費	¥100,000(税別)・請求書に記載の通り																
7	ZZ社	運営関係	運営手数料	¥500,000(税別)・請求書に記載の通り																
(A) キャンセル費用における補助対象外総額				¥4,130,000																
【制作の制作・配信に関する費用】																				
NO	支払先名称	業務種別	支払内容	予定額																
1	XX事務所	芸楽関係	出演料	¥100,000(税別)・請求書に記載の通り																
2	YY社	制作関係	制作制作費 制作制作費・制作制作費・制作費・ 字幕・収録費	¥500,000(税別)・請求書に記載の通り																
(B) 制作の制作・配信に関する費用における補助対象外総額				¥600,000																
【固定費用に関する費用】																				
NO	支払先名称	業務種別	支払内容	予定額																
1	〇〇ホール	会場関係	会場費・駐車設備費	¥1,200,000(税別)・請求書に記載の通り																
(C) 固定費用における補助対象外総額				¥1,200,000																
【コンサートツアーの合計収入予定額】																				
NO	収入内容	収入額	補助率	補助対象額																
1	令和3年1月7日以前に開催予定であった公演の合計収入予定額	¥100,000,000	40%	¥40,000,000																
2	上記以外の公演の合計収入予定額	¥100,000,000	40%	¥40,000,000																
コンサートツアーの合計収入予定額		¥200,000,000		¥80,000,000																
<table border="1"> <tr> <td>キャンセル費用・制作・配信に関する費用における補助対象外総額</td> <td>¥4,130,000</td> <td>補助対象外</td> <td>¥4,130,000</td> </tr> <tr> <td>制作の制作・配信に関する費用における補助対象外総額</td> <td>¥600,000</td> <td>補助対象外</td> <td>¥600,000</td> </tr> <tr> <td>固定費用における補助対象外総額</td> <td>¥1,200,000</td> <td>補助対象外</td> <td>¥1,200,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>¥5,930,000</td> <td>補助対象外</td> <td>¥5,930,000</td> </tr> </table>					キャンセル費用・制作・配信に関する費用における補助対象外総額	¥4,130,000	補助対象外	¥4,130,000	制作の制作・配信に関する費用における補助対象外総額	¥600,000	補助対象外	¥600,000	固定費用における補助対象外総額	¥1,200,000	補助対象外	¥1,200,000	合計	¥5,930,000	補助対象外	¥5,930,000
キャンセル費用・制作・配信に関する費用における補助対象外総額	¥4,130,000	補助対象外	¥4,130,000																	
制作の制作・配信に関する費用における補助対象外総額	¥600,000	補助対象外	¥600,000																	
固定費用における補助対象外総額	¥1,200,000	補助対象外	¥1,200,000																	
合計	¥5,930,000	補助対象外	¥5,930,000																	

+

ツアースケジュール

#	予定していた日付	予定していた開始時刻	予定していた会場の名称	予定していた会場の公称座席数	会場が存在する都道府県名
1	2021/2/20	18:00	AAA会館	1000	XXXX
2	2021/2/21	18:00	AAA会館	1000	XXXX
3	2021/2/27	18:00	BBホール	1200	YYYY
4	2021/2/28	18:00	BBホール	1200	YYYY
5	2021/3/6	18:00	CCアリーナ	4000	ZZZ
6	2021/3/7	18:00	CCアリーナ	4000	ZZZ
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※予定していたツアースケジュールの詳細をそれぞれ記載してください。

※令和3年1月7日以降に緊急事態措置区域とされた都道府県において開催予定だった公演の合計収入予定額と緊急事態措置区域外で開催予定だった公演の合計収入予定額をそれぞれ入力してください。

④ その他

事前着手届出

申請時に「事前着手のための届出書」を提示することで、交付決定日より前に発注した経費についても、補助対象経費として認められる場合があります。チケット払戻手数料のみを補助対象経費として申請する場合は、開催予定であった公演のチケットの販売依頼をプレイガイド等に発注した事実及びその日付がわかる書類をご提出ください。

<記入例>

事前着手のための届出書			
※本届出は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。 (事前着手届出様式)			
申請者記載不要			
申請番号			
令和 3 年 5 月 27 日			
特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて			
申請者 住所 東京都中央区築地 4-1-1			
氏名 法人の名称 株式会社〇〇〇〇			
及び代表者の役職 代表取締役 申請太郎 代表 印			
令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金(キャンセル料支援)(三次補正)について、事前着手の届出を行う。			
1. 事前着手となる費用を含む申請公演の説明			
公演名	会場名	公演日(期間)	公演回数
●●Live	〇〇シアター	2021年2月8日	1回
2. 事前着手となる費用の費目及びその発注日・発注先・金額 別紙に記載のとおり			
3. 事業の実施にあたり、事前着手となる費用を補助対象経費とすることが真にやむを得ないと判断される特段の事由の説明			
(例)			
・〇か月前に〇〇シアターの会場費の一部を支払う必要があるため			
・権利使用料は年間単位での契約であり、契約締結時にミニマムギャランティーを支払う必要があるため			
・舞台制作に〇か月を要するため			

記入例(別紙明細)

別紙 事前着手となる費用の費目及びその発注日・発注先・金額

#	発注日	発注先	費目	金額(税抜き)
1	2019年11月28日	〇〇シアター	会場費	¥ 500,000
2	2019年12月24日	△△クリエイティブ	権利使用料	¥ 100,000
3	2020年2月11日	A社	衣装費	¥ 300,000
4	2020年3月9日	B社	美術費	¥ 150,000
5	xx年xx月xx日			
6	xx年xx月xx日			
7	xx年xx月xx日			
8	xx年xx月xx日			
9	xx年xx月xx日			
10	xx年xx月xx日			
11	xx年xx月xx日			
12	xx年xx月xx日			
13	xx年xx月xx日			
14	xx年xx月xx日			
15	xx年xx月xx日			
16	xx年xx月xx日			
17	xx年xx月xx日			
18	xx年xx月xx日			
19	xx年xx月xx日			
20	xx年xx月xx日			
事前着手合計金額				¥ 1,050,000

別紙明細の発注日、発注先、費目、金額は、発注書の内容と合わせて記載してください。

※賃料、権利使用料、水道光熱費などで、長期契約を結び特に毎回発注しないような経費に関しては、毎回発注しない旨が記載されている契約書の写しを提出することによって、事前着手のための届出書の提出対象から除外できるものとします。又、その場合は、支出報告書に発注日(及び請求日)の記載も必要ないものとします。

④ その他（該当者のみ）

申請資格保有合意書

延期・中止した公演が共同出資（製作委員会を含む）によるものである場合には、下記資料の提出が必要となります。

<記入例>

J-LODive補助金（キャンセル料支援事業） 申請資格保有合意書

合意事項

■延期・中止公演（以下「本延期・中止公演」）情報

公演名	会場名	回数	公演初日	公演最終日
〇〇Live	●●シアター	1回	2021/2/8	2021/2/8

■共同出資事業者一覧
本延期・中止公演について、以下のリストに記載されている事業者及び出資比率で開催する予定であったことを確認します。
※出資比率が決まっていなかった場合は、出資比率欄は記入せず、本書下部の「出資比率が未決定であった理由及び申請資格に関する合意の経緯及び理由」欄をご記入ください。

#	事業者名	出資比率
1	株式会社〇〇〇〇	60%
2	▲▲株式会社	30%
3	●●株式会社	10%
4		
5		

■申請資格保有事業者
本延期・中止公演について、以下のとおり、事業者間で本補助金の申請資格を分配することに合意します。

#	事業者名	申請資格数
1	株式会社〇〇〇〇	1
2		
3		
4		
5		

■申請資格数に関する合意の経緯及び理由
当該公演にかかる費用の過半数を株式会社〇〇〇〇が負担していたため、株式会社〇〇〇〇が申請資格を得ることに合意します。

■出資比率が未決定であった理由及び合意内容
※出資比率が未決定であった場合のみ記入
N.A.

■合意署名
本書記載の合意事項は、本延期・中止公演の全関係者で合意したものであることを表明し保証します。これに反する事実が判明した場合には、本補助金の採択が取り消される場合があることを理解し、これにつき一切の異議を述べません。
・本合意事項につき万一紛争が生じた場合には、関係者間で解決するものとし、本補助金事務局に一切の迷惑をかけません。
・本合意事項につき、第三者から本補助金事務局に異議があった場合には、本補助金事務局の調査に協力します。

事業者名	株式会社〇〇〇〇	代表者名	申請 太郎	サイン	申請 太郎
事業者名	▲▲株式会社	代表者名	山田 次郎	サイン	山田 次郎
事業者名	●●株式会社	代表者名	田中 花子	サイン	田中 花子
事業者名		代表者名		サイン	
事業者名		代表者名		サイン	


代表者名およびサインは、必ずしも当該法人の代表者である必要はなく、当該公演事業に関し代表権を有している者の氏名およびサインで足りります。

④ その他（該当者のみ）

動画配信期間短縮のための理由書

やむを得ない事情により1年間の配信ができない場合には、理由書および公演の映像の配信期間の制限があることが確認できる契約書を提出してください。（契約書が外国語の場合は、関係する条項の日本語訳も提出ください。）

<記入例>

動画配信期間短縮のための理由書			
令和 3年 5月 27日特定			
非営利活動法人映像産業振興機構 あて			
申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1 氏名 法人の名称 株式会社〇〇〇〇 及び代表者の役職 代表取締役 申請太郎			
			
令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援）（三次補正）について、所定の動画の配信期間（原則1年間）を確保できない理由を届け出る。			
1. 申請公演の説明（必須）			
公演名	会場名	公演日（期間）	公演回数
●●Live	〇〇シアター	2021年2月8日	1回
2. 所定の動画配信期間（原則1年間）を確保できない理由（必須）			
配信動画について、所定の配信期間を確保できない理由は以下のとおりである。 実施するミュージカルの演目について現在海外のプロダクションと結んでいる権利使用に関する契約は2022年3月末までであるため、2022年4月以降は収録映像の配信権利がなく、また、来年度以降の契約更新が難しいため。なお、契約内容については別添の権利使用契約書を参照のこと。			
契約書については写しを 別途提出すること （英語の契約書は日本語訳も提出すること）			

④ その他（該当者のみ）

PR 動画関係合意書

主催者の異なる同一演目の公演を実施する場合で、当該公演に係るPR動画を統一する場合には、以下の書類に基づき、同一演目の公演を実施する各主催者全員の合意を得る必要があります。

また、PR動画の制作・配信に関する費用は、そのうち1事業者のみしか認められません。

J-LODlive補助金 PR動画関係合意書			
合意事項			
■公演（以下「本公演」）情報			
	公演名	公演初日	公演最終日
	○○Live	2021/7/1	2021/8/31
■主催事業者一覧			
本公演について、以下のリストに記載されている事業者が、同一演目を主催し、PR動画を共通化することを申請します。			
#	事業者名		
1	株式会社○○○○		
2	▲▲株式会社		
3	●●株式会社		
4			
5			
■PR動画制作責任者（動画制作費用負担者）			
本公演について、以下記載されている事業者がPR動画制作の責任を負い、PR動画制作に関する一切の費用を負担することに合意します。			
※PR動画制作責任者ではない事業者によるPR動画制作に関する費用計上は、補助対象外となります。			
事業者名			
株式会社○○○○			
■合意署名			
<ul style="list-style-type: none"> ・本書記載の合意事項は、本公演の全関係者で合意したものであることを表明し保証します。これに反する事実が判明した場合には、本補助金の採択が取り消される場合があることを理解し、これにつき一切の異議を述べません。 ・本合意事項につき万一紛争が生じた場合には、関係者間で解決するものとし、本補助金事務局に一切の迷惑をかけません。 ・本合意事項につき、第三者から本補助金事務局に異議があった場合には、本補助金事務局の調査に協力します。 			
事業者名	株式会社○○○○	代表者名	申請 太郎
事業者名	▲▲株式会社	代表者名	サイン 山田 次郎
事業者名	●●株式会社	代表者名	サイン 田中 花子
事業者名		代表者名	サイン
事業者名		代表者名	サイン

④ その他（該当者のみ）

固定費の算出過程に関する書類

公募要項 25 頁記載の「公演の開催に関連する固定費」について、同頁①～④のステップにより、1 公演あたりの固定費を算出した過程がわかる書類として以下をご提出ください。

<記入例>

なお、当該書類と併せて、

- ・ 対象となる固定費の総額が分かる直近の財務諸表（監査済または税務申告済）、
- ・ 直近の公演実施件数とその算出期間がわかる公演一覧表
- ・ 公演の年間売上が分かる直近の財務諸表（該当する場合のみ）をご提出ください。様式は自由です。

※直近の書類が整わない場合は、最新年度の書類に基づき算出してください。その際は、財務諸表の算出期間と公演実施件数の算出期間は揃えてください。

※エクセルデータでご提出ください。

補助対象経費(固定費)の計算書(公演用)

固定費を補助対象経費として計上する場合に、公募要項に従い、以下の①～④のステップに基づき1公演あたりの固定費を算出します。

- ①2020年度の財務諸表に基づく固定費総額から以下の対象外費目を除いた費用を算出
・対象外費目：法定福利費、福利厚生費、租税公課、新聞図書費、雑費、交際接待費、雇用調整助成金
- ②会社運営のために必要なマネジメント経費の割合として①の費用から8%分減額
- ③2020年度の公演実施件数で②の費用を按分
- ④支出計画書で計上している費目や雇用調整助成金を③の費目から除く

①の費用の算出		
a 固定費の総額	固定費総額	¥1,058,887,000
※適宜、行を追加の上ご記載ください。		
	1 人件費	¥724,146,000
	2 広告宣伝費	¥18,297,000
	3 賃借料	¥118,950,000
	4 家賃負担金収入	(¥30,253,000)
	5 修繕費	¥18,443,000
	6 減価償却費	¥33,000,000
	7 事務用品費	¥2,221,000
	8 消耗品費	¥7,798,000
	9 水道光熱費	¥7,006,000
	10 旅費交通費	¥16,138,000
	11 支払手数料	¥67,567,000
	12 租税公課	¥15,753,000
	13 交際接待費	¥3,904,000
	14 小額交際費	¥2,054,000
	15 保険料	¥5,718,000
	16 通信費	¥21,488,000
	17 会議費	¥535,000
	18 リース料	¥15,482,000
	19 資料研究費	¥1,028,000
	20 雑費	¥9,412,000
b 上記のうち、対象外費用	対象外費用の合計	¥282,214,000
	1 法定福利費	¥87,586,000
	2 福利厚生費	¥49,556,000
	3 租税公課	¥15,753,000
	4 交際接待費	¥3,904,000
	5 小額交際費	¥2,054,000
	6 資料研究費	¥1,028,000
	7 雑費	¥9,412,000
	8 雇用調整助成金	¥100,821,000
	9 家賃支戻給付金	¥12,000,000
①の費用	(a-b)	¥776,473,000
②の費用の算出		
c ①の費用のうち、マネジメント費(8%)		¥62,117,840
②の費用	(①-c)	¥714,355,160
③の費用の算出		
d 公演実施件数		250 (回)
③の費用	(②÷d)	¥2,857,421
④の費用の算出		
支出計画書に計上している費目の内	ホール賃借料	¥100,000
固定費と重複している費目の金額	ホール光熱費	¥50,000
	公演にかかる広告宣伝費	¥50,000
e 支出計画書で計上している費目 合計額		¥200,000
④の費用	(③-e)	¥2,657,421
※公演以外の事業との切り分けが困難な場合		
	年間売上総額	¥200,000,000
	上記のうち、公演事業の売上額	¥180,000,000
f 公演事業の割合		90%

(4)×f 希望申請額(固定費) ¥2,391,879

※ は手入力項目
■ は自動算出項目

④ その他（①事業における該当者のみ）

無観客開催への変更理由書

やむを得ない事情により、緊急事態措置区域・措置期間において、無観客開催の要請（都道府県が特措法に基づき独自に行った要請を含む。）を受け、無観客（オンライン配信）の形で実施することとした場合、以下の書類を作成いただき、ご提出ください。
なお、作成者は原則以下のとおりです。

- ・会場
- ・プレイガイド

※作成者と公演との関係について、該当する箇所に✓を付けてください。
会場・プレイガイド以外の場合は、契約書等、客観性・第三者性を証明できる証憑を添付のうえ、作成者が確認適格を有することの説明として、カッコ内に具体的な関係（当該公演にどのような関与をするものであるか等）を記載ください。

※申請者の親会社や子会社等の場合は、第三者性が認められません。

※「無観客開催への変更理由書」を提出した場合は、「公演延期・中止確認書」の提出は不要です。

また、代表者名は、必ずしも当該法人の代表者である必要はなく、当該公演事業に関し代表権を有している者の氏名で足りる。
また、代表者印は、当該法人の角印でも許容します。

※本事業への申請が2回目以降の事業者様におかれましては、申請事業者の捺印に限って、実績報告時までには捺印していただければ申請時に捺印がない場合も許容します。

<記入例>

記入例

無観客開催への変更理由書

令和 3年 5月 27日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて

申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1
 法人の名称 株式会社〇〇〇〇
 代表者の役職・氏名 代表取締役 申請太郎

代表者印

令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援）（三次補正）について、緊急事態宣言期間中に有観客で予定していた公演を無観客配信の形で実施することとした理由を届け出る。

1. 申請公演名と会場（必須）

公演名	会場名
●Live	〇〇シアター

2. 無観客配信の形で実施することとした理由（必須）

有観客で予定していた公演について、無観客配信の形で実施することとした理由は以下のとおりである。

当初有観客で予定していた公演の会場所在地が、緊急事態宣言の対象地域となったため、無観客配信とすることとした。

上記公演に関し、無観客配信の形で実施することとしたことを確認しました。

（ご確認をいただいた
会社名（事業者名）又は団体名） 株式会社××××

（代表者名） 確認太郎 代表者印

ご確認をいただいた会社（事業者）又は団体の上記公演との関係について、下記に✓を付けてください。

- 1. 会場
- 2. プレイガイド
- 3. 会場・プレイガイド以外の場合、公演との具体的な関係を記載ください。
()

（ご注意）当変更理由書は、本申請に限り有効となります。別の申請における重複利用等、本申請以外での使用が発覚した場合は無効となり、場合によっては交付決定の取消しのほか刑事罰に処される可能性があります。

④その他

水際措置による公演延期・中止理由書

<記入例>

記入例

水際措置による公演延期・中止理由書

令和4年2月1日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 あり

申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1
 法人の名称 株式会社〇〇〇
 代表者の役職・氏名 代表取締役 申請大臣 **代表者印**

令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援）（三次補正）について、「水際対策強化に係る新たな措置（2.0）1.に基づく指定国・地域について」（令和3年11月29日）の発出により、公演を延期・中止することとした理由を届け出る。

1. 申請公演名と会場（必須）

公演名	公演日時	会場名
〇〇クリスマスコンサート	2021年12月24日 19:00~	△△県立大ホール

2. 入国不可となった外国人の参加が無くして成立しない公演である理由（必須）
 入国停止措置によって公演が中止・延期する主たる要因となった外国人の公演における役割とその仕事内容、及び外国人の参加が不可欠であることを示す理由は以下である。※入国不可となった外国人全員について記載する必要はなく、入国停止措置によって公演が中止・延期する主たる要因となった外国人についてのみ記載いただければ足ります。

オペラ歌手〇〇〇の来日コンサートであり、他のアーティストで代替可能ではないことから、当該アーティストの参加が不可欠である。

3. 外国人アーティスト等の役割はオンラインではなし得ないものである理由（必須）
 オンラインでは代替できない（技術面、金銭面、演出面等）ことを示す理由は以下である。※入国不可となった外国人全員について記載する必要はなく、入国停止措置によって公演が中止・延期する主たる要因となった外国人についてのみ記載いただければ足ります。

契約内容が招聘公演だったこと、また現地でリアルタイム配信の準備を行う時間もなかったため、オンライン配信ではなし得ないものである。
 （出演者：〇〇〇）

4. 日本人による代役が出来ない理由は以下である。（必須）
 ※代役の可能性があった場合は、打診したが交渉がまとまらなかったことがわかる証拠の提出及びそれ以上の追及が困難であった事を記載。※入国不可となった外国人全員について記載する必要はなく、入国停止措置によって公演が中止・延期する主たる要因となった外国人についてのみ記載いただければ足ります。

記入例

水際措置による公演延期・中止理由書

令和4年2月1日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 あり

申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1
 法人の名称 株式会社〇〇〇
 代表者の役職・氏名 代表取締役 申請大臣 **代表者印**

令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援）（三次補正）について、「水際対策強化に係る新たな措置（2.0）1.に基づく指定国・地域について」（令和3年11月29日）の発出により、公演を延期・中止することとした理由を届け出る。

1. 申請公演名と会場（必須）

公演名	公演日時	会場名
〇〇クリスマスコンサート	2021年12月24日 19:00~	△△県立大ホール

2. 入国不可となった外国人の参加が無くして成立しない公演である理由（必須）
 入国停止措置によって公演が中止・延期する主たる要因となった外国人の公演における役割とその仕事内容、及び外国人の参加が不可欠であることを示す理由は以下である。※入国不可となった外国人全員について記載する必要はなく、入国停止措置によって公演が中止・延期する主たる要因となった外国人についてのみ記載いただければ足ります。

オペラ歌手〇〇〇の来日コンサートであり、他のアーティストで代替可能ではないことから、当該アーティストの参加が不可欠である。

3. 外国人アーティスト等の役割はオンラインではなし得ないものである理由（必須）
 オンラインでは代替できない（技術面、金銭面、演出面等）ことを示す理由は以下である。※入国不可となった外国人全員について記載する必要はなく、入国停止措置によって公演が中止・延期する主たる要因となった外国人についてのみ記載いただければ足ります。

契約内容が招聘公演だったこと、また現地でリアルタイム配信の準備を行う時間もなかったため、オンライン配信ではなし得ないものである。
 （出演者：〇〇〇）

4. 日本人による代役が出来ない理由は以下である。（必須）
 ※代役の可能性があった場合は、打診したが交渉がまとまらなかったことがわかる証拠の提出及びそれ以上の追及が困難であった事を記載。※入国不可となった外国人全員について記載する必要はなく、入国停止措置によって公演が中止・延期する主たる要因となった外国人についてのみ記載いただければ足ります。

④その他（②事業における該当者のみ）

公演延期・中止判断確認理由書

<記入例>

記入例

公演延期・中止判断確認理由書

令和4年2月1日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて

申請者 住所 東京都中央区築地 4-1-1
 法人の名称 株式会社〇〇〇〇
 代表者の役職・氏名 代表取締役 申請太郎 代表
者印

令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援）（三次補正）について、「水際対策強化に関わる新たな措置（20）2. 外国人の新規入国停止（令和3年11月29日）」の発出に關し、公演の延期・中止を判断した時期に関する理由を以下に届け出る。

1. 申請公演名と会場（必須）

公演名	公演日時	会場名
〇〇〇クリスマスコンサート	2021年12月24日 19:00～	△△県立大ホール

2. 契約書や請求書等においてキャンセルポリシーとしてキャンセル料がからまない又は軽減される期間が定められているにもかかわらず、その期間を過ぎてキャンセル料が発生した理由は以下である。（必須）
 ※海外アーティスト招聘公演における海外アーティストの代役探しに時間を要した等の合理的な理由である必要があります。

当初出演予定の、オペラ歌手〇〇〇が、水際対策強化に伴う外国人の新規入国停止措置により、来日できなくなった為、コンサートを実施すべく、公演直前まで代替となる出演者の検討、打診をしていたが、結果的に交渉成立に至らなかった為、公演中止にせざるを得なくなり、キャンセル料が発生してしまいました。

（ご注意）
 ※理由書は、本申請に限り有効となります。別の申請における重複利用等、本申請以外での使用が発覚した場合は無効となり、場合によっては交付決定の取り消しとなる可能性があります。
 ※主催者の延期・中止の判断が遅れたことについて合理的な理由が認められない場合は、それに起因する費用は対象外となります。

申請案件は、外部審査委員会により、申請された事業が要件を満たしているか、および以下の審査事項を勘案して総合的に審査されます。

動画の制作・配信

動画のプロモーションカ

- 動画の長さ、収録映像の割合
- 配信期間の長さ
- 言語数
- 主要な出演予定者など実演家の登場

動画展開の戦略性

- 分野の性質に適した作りこみ
- 映像制作としての質の高さ
- 制作した動画を活用したプロモーション戦略
- 自社やアーティストの中長期的なブランディングにどう役立てる

×

費用の合理性

適切な費目の計上

- 補助対象経費の費目の合理性
- 補助対象外経費との適切な切り分け

各費目の予算の合理性

- 相場に照らして合理的な単価、工数等

事業内容との整合性

- 事業内容と支出計画の整合性

審査委員会について

この補助金では、事務局が委嘱する「外部審査委員会」が「採択」「不採択」を決定しています。
なお、外部審査委員会に関する以下の事項は開示しません。

- 審査委員会の開催日程
- 審査委員会の議事録
- 審査委員の名前、所属、連絡先等

採択後、交付決定がされると、(様式 14) 補助金交付決定通知書が発行されます。

(様式 14) 補助金交付決定通知書

Z*****
令和 3年 5月 28日

株式会社〇〇〇〇
代表取締役 申請太郎 殿

特定非営利活動法人映像産業振興機構
理事長 松谷孝征

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金(キャンセル料支援事業) (三次補正)
交付決定通知書

令和 3年 5月 14日付で申請のありました、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金については、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第 6 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業の内容は、令和 3年 5月 14日付で申請のありましたコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとします。

事業の名称	●●Live
事業の目的 及び内容	緊急事態宣言の発令に伴い中止となったロックバンド J LODS のライブにおける、プロモーション動画制作
事業開始日	令和 3年 5月 28日
事業完了日	令和 3年 7月 27日

ただし、交付規程の定めるところにより、別紙にて条件を付す場合があります。

2. 間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

	間接補助事業全体に 要する経費総額	補助対象経費	補助金額
事業費	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 3

56 採択・交付決定


申請を取り下げる場合は、交付決定の通知を受領した日から10日以内に、(様式15) 補助金交付申請取下げ書を提出ください。

10日を過ぎた場合は取り下げできませんので、(様式15) 補助金交付申請取下げ書ではなく、間接補助事業事故報告書(様式17)を提出ください。

(様式15) 補助金交付申請取下げ書

Z*****
令和 3年 6月 4日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 殿

申請者 住所 東京都中央区築地1-1-1
氏名 株式会社〇〇〇
代表取締役 申請太郎 

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金(キャンセル料支援事業) (三次補正)
交付申請取下げ届出書

令和 3年 5月 28日付け Z*****号をもって交付の決定があった上記補助金について、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第7条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

1. 交付の申請の取下げ理由
補助金の申請時に、動画の制作に関する費用の計上を失念していたことにより、再申請を実施するため。

2. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

	間接補助事業全体に 要する経費総額	補助対象経費	補助金額
事業費	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること


交付決定後、以下のいずれかの場合は、(様式 17) 間接補助事業事故報告書を提出ください。

- ① 交付決定後 10 日を過ぎて取り下げる
- ② 要件を満たしている PR 動画の配信ができない

(様式 17) 間接補助事業事故報告書

Zxxxxxxx
令和 3 年 7 月 15 日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 殿

申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 申請太郎 

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金(キャンセル料支援事業) (三次補正)
事故報告書

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第 11 条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
XX

2. 事故に係る金額
5,000,000円

3. 事故に対して採った措置
XX

4. 間接補助事業の遂行及び完了の予定
なし

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること

既に交付決定を受けている事業者で、新たに当該公演の開催にかかる固定費を追加計上する場合は、(様式16)計画変更承認申請書と固定費の算出過程に関する書類(50頁参照)を提出ください。なお、承認の可否は外部審査委員会が決定していますので、承認には通常の申請と同様の日数を要します。

※なお、本事業への申請が2回目以降の事業者様におかれましては、実績報告時までには捺印していただければ申請時に捺印がない場合も許容します。

※既に交付決定を受けている事業者のみ対象です。

※上記以外の理由による事業計画変更は受け付けられませんのでご注意ください。


※事務局に連絡しないまま、固定費分を新たに計上することはできませんのでご注意ください。

※申請時において、予算が既に消化していた場合は追加計上できませんのでご注意ください。

(様式16) 事業計画変更承認申請書

Zxxxxxxx
令和3年5月26日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 殿

申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1
氏名 株式会社000
代表取締役 申請太郎 

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金(キャンセル料支援事業)(三次補正)
計画変更承認申請書

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第8条第1項の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
公募要項改訂(ver6)に伴い固定費が対象となったため、固定費を追加計上する。

2. 変更を必要とする理由
公募要項改訂前に交付決定されているため

3. 変更が間接補助事業に及ぼす影響
事業への影響はありません

4. 変更後の間接補助事業に要する経費の額
(新旧対比)

	間接補助事業全体に要する経費総額		補助対象経費		補助金額	
	新	旧	新	旧	新	旧
事業費	5,800,000	5,000,000	5,800,000	5,000,000	5,800,000	5,000,000
	円	円	円	円	円	円

5. 同上の算出基礎
別紙参照
(注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

確定検査は、システムにて下記の書類および成果物の提出が必要です。

すべての書類には日付の記載が必要です。

交付決定日以降に発注され、事業完了日までに支払った費用であることを確認します。

確定検査は、下記の書類をもとにシステムで実施します。原則、対面での実施はいたしません。

※発注書や発注の事実及び発注日が分かる書類については、提出の有無に関わらず、他の証憑類と同様に、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間必ず保管しておいてください。後日確認する場合があります。

実績報告書

実施した事業の結果をシステムに入力してください。

支出報告書

指定フォームに、支払先ごと請求書ごとに、費用種別・主な経費内容・支払額等を記載ください。

証憑類

支出計画書に対応した支払い証明を支払先・費目ごとに整理して提出ください。

申請時に添付しなかった「動画の制作・配信に関する費用」の請求書を提出ください。

動画配信 URL

制作配信したPR動画のURLをシステムに入力してください。

その他書類（該当者のみ）

償却資産台帳および固定資産税の支払い証明書等

直近年度の決算書類（損益計算書）

支払い証明は、支払いを実施したことが確実にわかる証憑類をご提出ください。

（銀行の振込明細、領収書、通帳のコピー等）

❗ 銀行等が発行する支払い予定書では確実に支払いが行われたか確認ができません。

❗ 申請事業者以外の支払い証憑は認められません。

60 確定検査

支出報告書に下記の通り記載し、提出ください。

指定フォームに、請求書ごとに下記を記載してください。

(入力欄を増やすために行を挿入する際は、プルダウンおよび式も併せてコピーしてください)

- ・ 支払先名
- ・ 費用種別 (プルダウン)
- ・ 主な経費内容
- ・ 支払方法 (プルダウン)
- ・ 支払額
- ・ 補助対象外費用
- ・ 補助対象外となる理由
- ・ 発注日
- ・ 請求日
- ・ 支払日

※「動画の制作・配信に関する費用」については、発注日が記載されていない場合、対象外となります。

※複数回公演用を利用する場合、同ファイル内別シート「複数公演管理台帳」についても必ずご記入ください。

支出報告書												
事業名称	株式会社OO		申込/発注/公演の開催日	2021/2/20		公演回数	10		事業管理番号			
公演名	OOOにっけ&OOO		実行決定日	2021/4/23		補助率	100%		事業完了日	2021/4/22		
補助対象総額(交付決定時)	¥48,000,000											
NO	支払先名称	費用種別 (プルダウン/科目)	支払内容	支払方法	支払額	補助対象外費用 (支払額)	補助対象内 支払額	補助対象外 理由	発注日	請求日	支払日	事業管理 番号
1	OOO事務所	公演制作費	公演料	銀行振込	¥6,000,000	¥6,000,000	¥6,000,000					
2	OOOプロダクション	公演制作費	公演料	銀行振込	¥3,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000					
3	OOO社	制作制作費	演出制作費・演出制作費-演出料	銀行振込	¥17,000,000	¥17,000,000	¥17,000,000					
4	OOO社	制作制作費	演出制作費	銀行振込	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000					
5	OOO社	制作制作費	公演衣装・衣装費	銀行振込	¥2,000,000	¥2,000,000	¥2,000,000					
6	OOOホール	公演制作費	会場費・付帯経費	銀行振込	¥11,000,000	¥11,000,000	¥11,000,000					
7	OOO社	制作制作費	演出制作費	銀行振込	¥8,000,000	¥8,000,000	¥8,000,000					
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
					[A] キャンセル費用に計上する補助対象外総額		¥17,000,000					
【制作費・制作・配信に関する費用】												
1	OOO事務所	公演制作費	公演料	銀行振込	¥10,000	¥10,000	¥10,000		2021/4/20	2021/4/20	2021/4/20	
2	OOO社	制作制作費	演出制作費・演出制作費-演出料 演出制作費	銀行振込	¥18,000	¥18,000	¥18,000		2021/4/20	2021/4/20	2021/4/20	
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
					[B] 制作費・制作・配信に関する費用に計上する補助対象外総額		¥28,000					
【経費に関する費用】												
1	[C] 経費に関する費用											
					[D] 経費に関する費用に計上する補助対象外総額		¥600,000					

補助対象(総額) 経費(A+B)	¥47,780,000 合計計	補助対象 経費(C) 公演制作費以外の費用(総額)	¥4,770,000 合計計	補助対象 経費(D) 公演制作費以外の費用(総額)	¥600,000 合計計
---------------------	-----------------	---------------------------------	----------------	---------------------------------	--------------

特定の回の公演の収録映像を使用した動画の制作・配信をもって、複数の申請について動画を制作・配信したとする場合、以下の通り、関連する案件番号のリストを提出ください。

※同一 PR 動画を複数の案件に使用している場合は、補助金特設ウェブサイトより「関連案件管理シート」をダウンロードのうえ、該当する案件番号を記載頂き、実績報告画面に添付してください。

事業者名	株式会社〇〇〇〇
事業名	〇〇〇〇における〇〇〇〇
案件番号	Lxxxxx

1. 当案件のプロモーション動画を他の採択案件にも適用している場合、該当する案件番号を記載下さい。

No	案件番号
1	Lxxxxx
2	Lxxxxx
3	Lxxxxx

62 確定検査

支払は**銀行振込**を原則とし、その事実を証明できる証憑類（銀行振込受領書や通帳等）を保管・整理してください。また、現金・クレジットカード・小切手または手形で支払う場合にも、支払の事実を証明する資料を保管・整理してください。

この補助金では、支払自体が適切な手段で確実に行われたことを記録するため、銀行振込を原則としています。

銀行振込の場合

通帳の場合

通帳の表紙および該当頁を pdf で添付ください。



ATM 等での送金手続の場合

銀行振込受領書や ATM から発行される送金レシート等を保管ください。
※口座からの振込であれば左記記載の通帳の基準に準じてください。



通帳がないオンラインバンキング等の場合

通帳がないオンライン専用口座等の場合は、当該経費の部分を pdf で添付ください。月次送金等で帳票が数枚に及ぶ場合は、表紙と該当頁を抽出して整理して下さい。

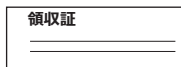


現金の場合

領収証かレシートを証憑としてください。
宛名が事業者と異なっていたり、記載された品名が補助を受ける経費と異なるものは支払できませんのでご注意ください。



高額等、現金支払として不自然なものには追加で証憑を求めます。



クレジットカードの場合（領収証がない場合）

オンライン決済や一部のサービス等、クレジットカードを使用した際に領収証等が発行されない場合は、クレジットカード会社が発行する利用明細（請求明細）の該当部分を証憑として整理してください。

※クレジットカードを使用した場合でも、領収証やレシートがある場合は、左記記載の「現金の場合」の領収証・レシートの基準に準じてください。



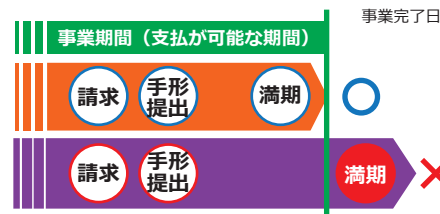
小切手または支払手形の場合

振り出した証明ではなく、支払った証明が必要です

つまり手形の場合は、支払期日に当座から引き落とされた証明が必要であり、小切手の場合は、支払先が現金化し当座から引き落とされた証明が必要です。

回し手形は認められません

つまり、手形の場合は、事業者自身が振り出した手形のみ有効です。



！ 手形の支払期日（満期日）が事業完了日前でなければならぬので十分ご注意ください。

事業の実施内容が、事業計画（計画変更された内容を含む）と著しく異なる場合、確定検査時に外部審査委員会の審査によって補助金が減額されることがあります。

以下の場合はその事業者が補助金の支払いを受けた後であっても交付決定が取り消されます。また、同事業者は今後同様の補助金の申請が出来なくなります。

- ①事業者が、法令または交付規程に基づく事務局の処分もしくは指示に違反した場合。
- ②事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。
- ③事業者が、間接補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合。
- ④事業者が、「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程」に基づく誓約事項に違反した場合。

! **すでに補助金を受け取っている事業が、これらの理由で交付決定を取り消された場合、事務局が定める納付期限までに補助金を返還いただきます。この際、補助金を受け取った日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の加算金を併せて納付いただきます。また、納付期限までに返納金の納付がない場合、納付の日までの日数に応じ、年10.95%の延滞金を併せて納付いただきます。**

補助金の支払いを受けた後であっても、会計検査院等により対象外費用と判断された場合、該当する費用を返還いただくことがあります。

! **この際、補助金を受け取った日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の加算金を併せて納付いただきます。また、納付期限までに返納金の納付がない場合、納付の日までの日数に応じ、年10.95%の延滞金を併せて納付いただきます。**

補助を受けた事業は公表されます

①経済産業省が運用する「gbizINFO」で、補助を受けた事実が公表されます。詳しくは、下記URLをご参照ください。

<https://info.gbiz.go.jp/>

②事業の成果は、政府資料、事務局のWEBサイト等で公開する場合があります。なお、公開する内容は事務局から事前確認します。


効果測定にご協力いただきます

補助金の効果測定および国の政策に関する情報収集のため、事務局が求める場合には、動画配信の状況(PV数、展開先の国・地域、メディアの活用状況等)等に関するアンケートやヒアリングに協力いただく必要があります。

書類は5年間保管してください

補助金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類および領収書等の証拠書類等を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管する必要があります。また、プロモーション動画についても、DVDやUSB等で5年間保管する必要があります。

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（三次補正）

 **J-LODive2**（キャンセル料支援）

補助金公募要項

発行



Visual Industry Promotion Organization
特定非営利活動法人 映像産業振興機構